

# 人権教育資料を活用した 同和問題に関する 学習指導案事例集



令和4年3月

徳島県教育委員会

# はじめに

徳島県教育委員会では、平成 16（2004）年に策定した「徳島県人権教育推進方針」にもとづき、人権教育指導者用手引書「“あわ”人権学習ハンドブック」及び「“あわ”人権学習ハンドブックプラス」の活用促進を図りながら、同和問題を人権問題の重要な柱とした人権教育の推進・充実に努めてきました。

また、平成 28（2016）年 12 月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の第 5 条に「部落差別の解消のための必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする」と明記され、部落差別の解消のために、教育及び啓発の果たす役割が大きいことが示されました。

この法律の第 1 条に示す「部落差別のない社会」を実現するためには、これまでの差別解消に向けた取組や成果を踏まえ、同和問題をはじめ様々な人権課題の解決に向け、人権教育の一層の推進・充実に努める必要があります。

さらに、近年、教員の世代交代が進み、若い世代の教員が増えていく中で、同和問題を正しく認識することや同和教育の成果や手法について継承していくことが重要な課題と捉えています。

このような状況を踏まえ、徳島県教育委員会では、同和問題をテーマとした人権学習を行うための参考資料として、指導案事例集を作成しました。

人権教育の一層の推進・充実のため、それぞれの地域や学校、児童生徒の実態に合わせて、この指導案事例集を御活用ください。

## 目次

|    |                                     |    |
|----|-------------------------------------|----|
| I  | 活用にあたって                             | 1  |
| 1  | 人権教育の充実                             | 2  |
| 2  | 「部落差別解消推進法」について                     | 6  |
| 3  | 人権学習における ICT 活用                     | 9  |
| II | 指導案事例                               | 11 |
|    | 指導案 1・2「いのちをつないだ牛」（ひかり 4 年）         | 12 |
|    | 指導案 3・4「山の粥」（ひかり 5 年）               | 16 |
|    | 指導案 5・6「渋染一揆」（ひかり 6 年）              | 20 |
|    | 指導案 7「解放令」（ひかり 6 年）                 | 24 |
|    | 指導案 8・9「教科書無償の運動」（ひかり 6 年）          | 26 |
|    | 指導案 10「人の値うち」（わたしの願い 1 年）           | 30 |
|    | 指導案 11・12「牛のかたき打ち」（わたしの願い 1 年）      | 32 |
|    | 指導案 13・14「手紙一夕やけがうつくしい」（わたしの願い 2 年） | 36 |
|    | 指導案 15「つなげ 三番叟まわしのこころ」（わたしの願い 2 年）  | 40 |
|    | 指導案 16「娘の遺してくれたもの」（わたしの願い 3 年）      | 42 |
|    | 指導案 17「峠」（徳島県版わたしたちの道徳）             | 44 |
|    | 指導案事例で使用した資料及び参考資料                  | 46 |
|    | 人権関係年表                              | 47 |
|    | 部落差別の解消の推進に関する法律（全文）                | 48 |

# Ⅰ 活用にあたって

# 1 人権教育の充実

人権意識の高揚を図り、行動につながる実践力を養うために、指導内容や指導方法の工夫・改善を行い、人権教育の取組を継続していくことが大切です。

平成 14 年（2002 年）に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、学校での人権教育は、「知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題」があると指摘されました。「徳島県人権教育推進方針」（平成 16 年〈2004 年〉、以下「推進方針」という）においても、「学習したことがらが単に知識・理解にとどまるのではなく、態度や行動に現れるよう留意することが大切です」と記しています。また、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成 20 年〈2008 年〉、以下〔第三次とりまとめ〕という）では、その問題を解決するための指導方法等が示されています。

こうした提言や事例に学びつつ、人権教育の充実に努めていく必要があります。「推進方針」の追記では、人権教育の充実の中で、「人権教育を通じて育てたい資質・能力」、「取組の点検・評価」の 2 項目を取り上げています。

## (1) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

〔第三次とりまとめ〕では、「人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の<sup>かんよう</sup>涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させること」をめざす総合的な教育であると説明しており、このような人権教育を通じて培われるべき資質・能力を次の三側面で見えています。文部科学省では、「平成 24 年度人権教育の推進に関する取組状況調査」の分析結果から、価値的・態度的側面に関する指導を知識的側面や技能的側面の指導と関連付けながら、三側面の意義とバランスを踏まえた人権教育の推進の必要性を指摘しています。

### 知識的側面

人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識であり、多面的・具体的かつ実践的であることが求められています。

- 自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識
- 人権の歴史や現状についての知識
- 国内法や国際法等に関する知識
- 自他の人権を擁護し、人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識

### 価値的・態度的側面

人権教育が育成をめざす価値や態度は、人権感覚に深く関わり、その育成がなされる時に、人権感覚が高められることにつながります。

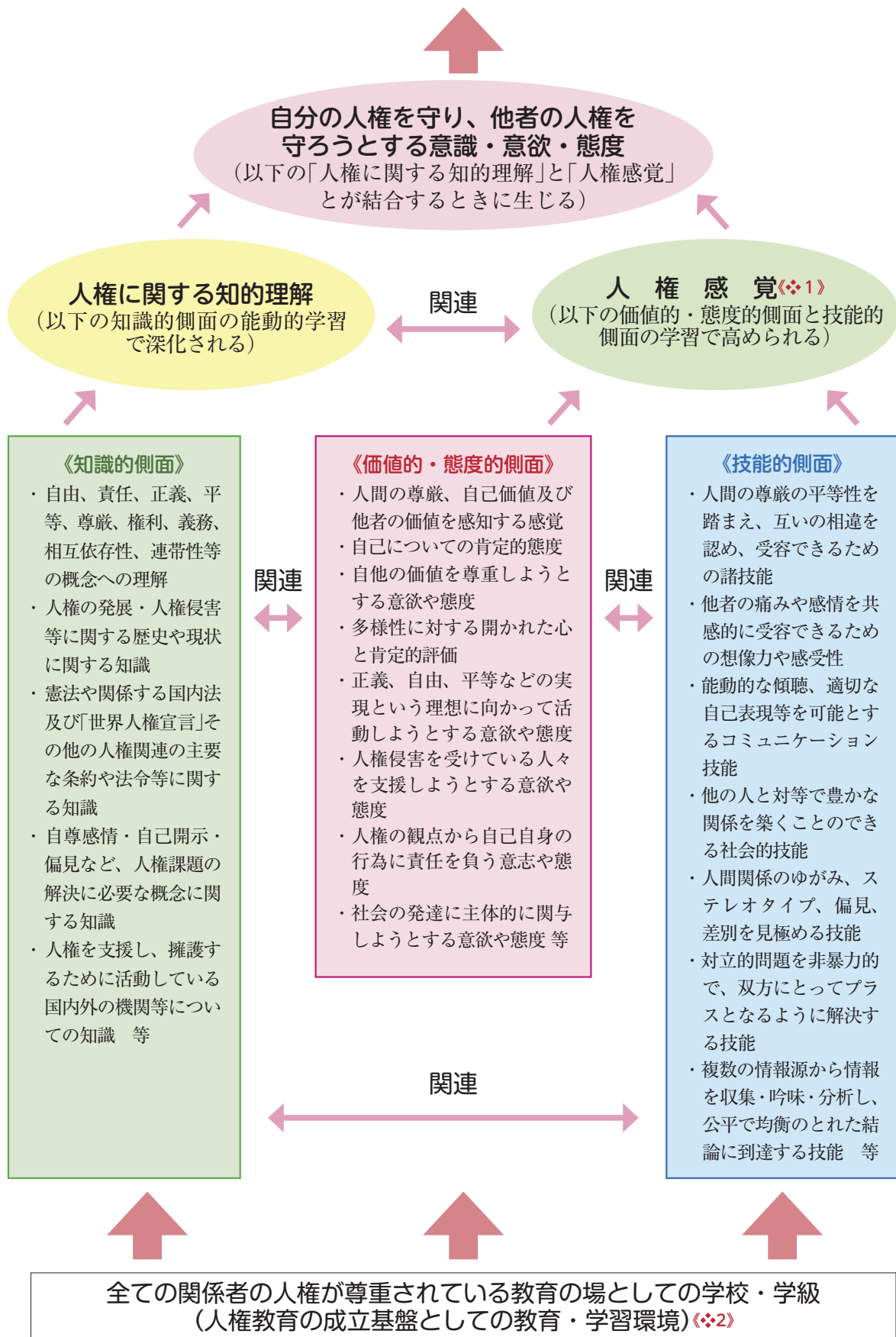
- 人間の尊厳の尊重
- 自他の人権の尊重
- 多様性に対する肯定的評価
- 責任感
- 正義や自由の実現のために活動しようとする意欲

### 技能的側面

人権教育が育成をめざす技能は、人権に関わる事柄を直感的に感受し共感的に受け止め、それを内面化することが求められ、人権感覚を鋭敏にします。

- コミュニケーション技能
- 合理的・分析的に思考する技能
- 偏見・差別を見極める技能
- 相違を認めて受容できるための諸技能
- 協力的・建設的に問題解決に取り組む技能
- 責任を負う技能

「人権教育を通じて育てたい資質・能力」  
自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動



【「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を改作】



## 人権教育を通じて育てたい資質・能力にかかわる評価の観点(例)

### 《知識的側面》

- 自由と責任、権利と義務などの意味や、集団(仲間)づくりの大切さが理解できたか。
- 様々な人権問題の現状や差別解消への歴史的経緯について理解できたか。
- 日本国憲法、世界人権宣言、その他の関連する条約や法令等の概念を理解できたか。
- 自尊感情を高めることの大切さや、相手の立場に立って行動することの大切さが理解できたか。
- 人権問題の解決に必要な知識を身に付けることができたか。
- 国連やユニセフなど、人権を尊重する取組を進めている機関・団体の活動が理解できたか。

### 《価値的・態度的側面》

- 自分のよさに気付き、自他の生命を大切にしたい意欲を高めることができたか。
- 家族や友達、仲間を大切にしたい気持ちをもつことができたか。
- 共生社会の実現の大切さに気付き、多様な考え方を肯定的に受け止める態度を養うことができたか。
- 人権を侵害されている人たちに対して共感的態度で接することができるようになったか。
- 自らの言動に責任をもち、主体的に問題解決に取り組む意欲を育むことができたか。
- 人権を尊重するために、自分に何ができるかを考えることができたか。

### 《技能的側面》

- 互いの相違を認め、相手を受容することができたか。
- 偏見や差別を見極める技能を身に付けることができたか。
- 他者の痛みや思いを共感的に受容できるための想像力を身に付けることができたか。
- 人権問題等について、他者の意見をしっかりと受け止めるとともに、自分の考えを表現することができたか。
- 何が人権侵害にあたるか、何がいじめであるかを見極めることができたか。
- 様々な情報の中から正しい情報を選択し活用する技能を身に付けることができたか。

### 《❖1》人権感覚とは

人権が擁護され、実現されている状態を感知して望ましいものと感じ、人権が侵害されている状態を感知して許せないとするような価値志向的な感覚です。人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識や意欲・態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動につながると考えられています。

また、他の人と共によりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し、義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、児童生徒に身に付けさせることが大切であり、人権感覚を身に付けることが、実践行動の基盤になるものです。

### 《❖2》人権教育の成立基盤としての教育・学習環境とは

[第三次とりまとめ]には、「人権教育が効果を上げるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる」と記されています。人権教育を進めるにあたって、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方、すなわち、この場における人間関係や全体としての雰囲気が必要な基盤となることがうたわれています。

また、「確かな学力」を育む上では、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要であり、そのためには、一人一人の存在や思いが大切にされるという環境が成立していなければならない」とも記されています。

## (2) 取組の点検・評価

各学校においては、校長のリーダーシップのもと、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、人権教育の目標設定、指導計画の作成や教材の選定・開発などの取組を組織的・継続的に行うことが肝要です。

### (学校としての人権教育の目標設定)

様々な人権問題の解決に資する教育の大切さを十分に認識した上で、「人権が尊重される社会の実現」という未来志向的、建設的な目標となるように留意する必要があります。

### (校内推進体制の確立と充実)

人権教育の年間指導計画の立案や毎年の点検・評価、研修の企画・実施等を組織的に進める体制を確立することが極めて重要です。

### (人権教育の全体計画・年間指導計画の策定)

学校・地域の特色を活かした取組や、様々な人との交流活動、ボランティア活動をはじめとした体験活動等、多様な教育活動の中で人権教育の視点を示すとともに、幼児児童生徒の発達段階に相応した目標を設定します。

### (学校としての取組の点検・評価)

点検・評価は、学校全体の組織的な取組として、人権教育の年間指導計画に沿って行い、次年度における年間指導計画の見直しや、指導の改善につなげていくことが必要です。

#### 点検・評価の視点[第三次とりまとめ]

- 教職員における人権教育の目標の理解
- 学校全体としての取組の進捗
  - ～ 年度ごとの新しい(特色ある)取組, その他の取組
- 人権感覚の育成等に向けた指導の効果
- 学校・学年としての指導の継続性の確保
- 学校全体としての指導体制の構築
  - ～ 管理職－人権教育担当者－各研究部・各学年の有機的な連携
- 家庭・地域との連携の強化
  - ～ 家庭・地域に対する説明・情報提供, 連携推進の体制整備



## 学校における人権教育の推進体制に関するチェックポイント

(☑ 欄)

- 学校教育目標に、人権教育の推進に関する事項が示されている。
- 校長等管理職が人権教育の推進に指導力を発揮している。
- 人権教育の推進のための校内組織を整え、人権教育の目標を具体化するための計画的な運営を行っている。
- 人権教育の全体計画及び年間指導計画が作成されている。
- すべての教職員が、人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直し・策定に、いずれかの形で参加する体制がとられている。
- 人権教育の推進に関し、学校と家庭・地域、関係諸機関との連携・協議の場を設けている。
- 人権課題に対する理解を深めるための教職員研修が計画的に実施されている。
- 人権教育に関する理解と指導方法の改善のための教職員研修を行っている。
- 教職員の間で実践の交流・評価が行われている。
- 学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりに関する評価項目を設定し、実践の評価が次年度の取組に活かされている。
- 人権教育の取組の評価にあたり、保護者や学校評議員等、学校外の人々の意見・評価を反映している。
- 教育の中立性が保たれている。

(P2～5「あわ」人権学習ハンドブックプラスより)

## 2 「部落差別解消推進法」について

### (1) 「部落差別解消推進法」の理解を深めましょう

平成 28 (2016) 年 12 月 16 日に「部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)」が公布・施行されました。部落差別のない社会をめざした全 6 条からなる法律です。

#### Q1. どのような法律なのでしょう

##### 法律の概要

- 現在もなお部落差別が存在するとの認識が新たに示されました。(第 1 条)
- 日本国憲法の理念から「部落差別は許されないものである」, 「これを解消することが重要な課題」であると明記され, 「部落差別のない社会を実現すること」を目的とすることが示されました。(第 1 条)
- 部落差別を解消するための教育及び啓発の必要性が明記されました。(第 5 条)

#### Q2. なぜ、法律ができたのでしょうか

##### 社会的背景

- 時代の変化による差別の状況の変化  
インターネットの普及により, 一定の地域やそこに住む人に対する悪質な差別書き込みが, 近年急速に増加しています。また, インターネット上では, 不特定多数の人に, 誤った情報を拡散してしまうおそれがあります。(特定地域の動画配信, 匿名性を悪用した差別書き込み等)
- 相次ぐ差別事件  
平成 23 (2011) 年に「戸籍謄本等不正取得事件 (プライム事件)」<sup>(※1)</sup>, 平成 28 (2016) 年に「『全国部落調査』復刻版事件」<sup>(※2)</sup> など, 社会問題となった大きな差別事件が起こりました。これらの事件は, 結婚や就職における身元調査, 土地差別調査などの部落差別を誘発・助長する行為となります。
- 個別の差別解消法の成立
  - ・平成 28 (2016) 年 4 月 「障害者差別解消法」<sup>(※3)</sup>
  - ・平成 28 (2016) 年 6 月 「ヘイトスピーチ解消法」<sup>(※4)</sup>平成 28 年には, 個別の法律で差別の解消をめざそうとする方向性から, 「障害者差別解消法」, 「ヘイトスピーチ解消法」, 「部落差別解消推進法」のいわゆる「人権三法」が公布・施行されました。

※1 「戸籍謄本等不正取得事件 (プライム事件)」:平成 23 (2011) 年 11 月に愛知県警捜査員の戸籍等が不正取得された容疑で, 探偵事務所や法律事務所の経営者, 司法書士ら関係者 5 人が逮捕される事件が発生した。この事件は, 全国の市民等から調査依頼を受けた不特定多数の探偵事務所等が戸籍や住民票等を取得できないため, 「プライム総合法務事務所」を介して戸籍等を取得したものであるが, 当該法務事務所経営者や司法書士らが共謀して, 「職務上請求用紙」を大量に偽造し, 全国で 1 万件以上の戸籍・住民票の不正入手をしていたという事件である。平成 24 (2012) 年に横浜地裁で有罪判決が確定した。

※2 「『全国部落調査』復刻版事件」:平成 28 (2016) 年 2 月, 鳥取ループ・示現社が, 戦前に政府の外郭団体によってまとめられた「全国部落調査」の復刻版を販売するという情報をホームページに掲載した。鳥取ループ・示現社は自身のウェブサイトで全国の同和地区の所在地等を公開したが, 横浜地裁は差別を助長する行為であるとし, 削除や出版差し止めを認める仮処分を決定した。令和 3 (2021) 年 9 月, 東京地裁は被告側に該当部分の削除や出版禁止, 計約 488 万円の損害賠償を命じた。

※3 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

※4 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」



## ※「部落差別の実態に係る調査結果」について

令和2（2020）年6月、国より「部落差別解消推進法」第6条に基づく調査結果が公表されました。

### 【調査結果概要】

- 人権相談・人権侵犯事件とも件数はおおむね横ばいである。
- 差別表現の多くは特定人を対象としないもので、その約半数はインターネット上のものである。
- 差別の実態として発生しているのは主に、①特定の者を対象とする表現行為、②特定の者を対象としない表現行為（識別情報の摘示を含む）、③結婚・交際であり、①②についてはインターネット上のものが増加傾向である。
- インターネット上の人権侵犯事件の大半が識別情報の摘示である。
- 部落差別について、正しい理解が進む一方で、心理面における偏見、差別意識は依然として残る。
- インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機がうかがわれる。

（「部落差別の実態に係る調査結果報告書」より）

## Q3. なぜ同和問題（部落差別）についての人権学習が必要なのでしょうか

近年、インターネット上で差別的な情報が発信され、ネット情報による偏見と差別の助長、拡散が進んでいます。同和問題（部落差別）について正しく学んでいないと、児童生徒がインターネットを通して誤った情報に出合ったときに、間違った情報を信じてしまい、差別を助長する可能性があります。

児童生徒を差別の被害者や加害者、傍観者のいずれにもさせないために、部落差別の誤りに気づき、正しい判断ができるよう、児童生徒の発達段階に応じた人権教育や同和問題についての人権学習が必要です。

## 「徳島県人権教育推進方針」に基づく人権教育を推進しましょう

○本県では、平成14（2002）年策定の「同和問題の解決に向けて（基本方針）」において「**同和問題を人権問題の重要な柱**として捉え、積極的に推進する」との方針を示し、平成16（2004）年策定の「徳島県人権教育推進方針」はそれを踏まえ、「これまでの差別意識の解消に向けた教育を、すべての人の人権を尊重していくための人権教育として発展的に再構築すること」としました。

○「**重要な柱として捉える**」とは、**校区内に差別を受ける地域があるなしにかかわらず、同和問題のない学校や市町村はない**という認識をもち、すべての学校や地域において同和問題についての学習に力点を置いて取り組み、その成果や手法を生かして、他の人権課題につなげていくということです。

○「**今後の人権教育は、同和教育がめざしてきた差別解消と人権確立の視点をさらに発展させ、すべての人の共生・共存と自己実現にかかわる営みとして、より体系的で普遍性をもった教育として推進されることが大切**」であるとしています。

○「今日のように、国際的な潮流のもとで人権教育が推進される以前にあっては、**同和教育こそが本県における人権教育の先駆け**」であるとし、これまで先人たちが積み上げてきた差別の現実から学ぶことやフィールドワーク、体験的参加型学習、地域の教材開発、また学級の中で弱い立場の子どもを中心に据えた仲間づくりなど、**同和教育における成果や手法は今後の人権教育に活かしていく必要がある**としています。

## (2) 部落差別解消に向けての国の取組

### 昭和 40 (1965) 年 「同和対策審議会答申」

→同和問題は「日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」であり、その早急な解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとの認識が示された。

### 昭和 44 (1969) 年 「同和対策事業特別措置法（同対法）」施行（時限立法）

→同和対策事業により、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することが目的。以後、法律の延長や名前の変更を行いながら、33年間にわたり、対策事業が実施された。

法の失効前に、同和対策協議会は、①法的措置の存続、②社会教育や学校教育を通じて、人権の尊さを国民に徹底する、③物的施設については、周辺の人々の利用にも供する、④財政措置の適正化・効率化を図るなどを提言

### 昭和 57 (1982) 年 「地域改善対策特別措置法（地対法）」施行（時限立法）

地域対策協議会は、事業の見直しと新規立法の必要性を意見具申

### 昭和 62 (1987) 年 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」施行（時限立法）

地域対策協議会は、残事業量が相当見込まれること、今後も就労対策、産業振興、教育啓発等が必要なことを意見具申 →「地対財特法」5年延長

### 平成 8 (1996) 年 地域改善対策協議会の最終の意見具申

→「これまでの特別対策についてはおおむねその目的を達成できる状況」とし、一般対策に工夫を加えつつ対応することを求めた。同和問題は過去の問題ではなく、依然として重要な課題であるという認識を示し、「これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ」、「人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」とし、「同和問題を人権問題の重要な柱として捉える」と示した。

→「地対財特法」5年延長

### 平成 12 (2000) 年 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行

### 平成 14 (2002) 年 特別措置法の失効（33年間にわたる対策事業が終了）

### 平成 14 (2002) 年 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定

→国内の人権教育・啓発のための計画が次々と策定された。

### 平成 28 (2016) 年 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行

→「現在もなお部落差別が存在する」という認識を示し、「部落差別のない社会を実現することを目的とし、部落差別を解消するための必要な教育及び啓発を行う」ことが明記された。

### 3 人権学習におけるICT活用

人権学習においてもICTを様々な学習の場面で活用することにより、児童生徒に人権問題を解決していくために必要な資質や能力を効果的に育むことができると考えます。人権学習で考えられる学習場面における「ICT活用のポイント」、「具体的な活用場面」及び「実践事例」を紹介します。

#### (1) 教員による教材の提示

##### ICT活用のポイント

- 1 電子黒板や児童生徒のタブレット等に資料（教材）、画像、音声、動画などを拡大したり書き込みながら提示したりすることにより、資料（教材）の内容を視聴覚的に分かりやすく伝えることが可能となります。
- 2 電子黒板やタブレット等を用いて、児童生徒へ学習のポイント（要点）や活動時間を提示することにより、児童生徒が学習活動を理解し、効果的な学習につながります。



##### 具体的な活用場面

###### ○学習の方向付けをさせる場面では…

- 導入場面で電子黒板に映像を映し出し、視覚的に場面を捉えることで登場人物の気持ちの変化や情景の想像を膨らませ、授業の方向付けをしやすくする。
- プレゼンテーションソフトを用い、資料（教材）の登場人物のやりとり等を再現した教材を作成し、資料（教材）を動的に提示できるようにする。
- 資料（教材）の内容の範読をアニメーションなどの動画やCDを用いて行う。
- 児童生徒が資料（教材）の内容を理解しやすくするため、写真や挿絵を電子黒板を使って拡大表示する。

#### (2) 話し合いや発表（グループでの学習）

##### ICT活用のポイント

- 1 電子黒板やタブレット等を用いて、自分の考えを整理して伝え合うことにより、意見の共有がしやすくなり、多様な見方や考え方に触れることが可能になります。
- 2 電子黒板やタブレット等を用いて、出された意見を視覚的に整理することで、学習内容の理解を深めることができるとともに、学級全体での意見の共有がしやすくなります。



##### 具体的な活用場面

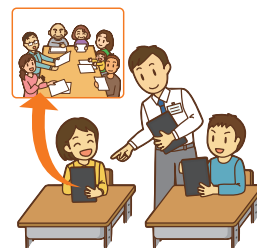
###### ○意見を出し合い、発表する場面では…

- 端末の付箋機能を用いてグルーピングして意見を整理したり、カメラアプリでワークシートを撮影するなどして拡大表示したりし、意見を学級全体で共有する。
- 「災害時における人権問題」の学習等では、実際の地図や避難所等の写真の中に記号やコメントを書き込み、より具体的に人権課題解決に向けて考えさせる。
- プレゼンテーションソフトを用いて意見を整理して分かりやすくまとめ発表する。
- タブレットを用い、調査結果などから人権学習に関するデータを取得し、考え方の根拠とする。

### (3) 交流学習（意見交換や情報発信）

#### ICT活用のポイント

- 1 Web会議システム等を用いて他校の児童生徒や地域の人と交流し、多様な考え方や文化にリアルタイムに触れたり、情報を発信したりすることが可能となります。
- 2 Web会議システム等を利用することにより、人権課題と関わりのある人との交流の機会が増え、人権課題を身近な問題として捉えることが可能となります。



#### 具体的な活用場面

##### ○人権教育講演会や交流学習では…

- Web会議システムを用いての人権教育講演会を開催し、近隣の学校や保護者へも案内することで学びの機会を共有する。

- Web会議システムを用いた近隣の学校との合同人権学習や県外、海外の学校との人権交流学習を行う。

##### ○学習成果を発信していく場面では…

- 人権学習を通して学んだことから、人権啓発CM等を作成し、参観日や地域の人権啓発行事、地域のケーブルテレビ等で放映する。

- 児童生徒が作成した人権啓発ポスターやCM等を学校のホームページに掲載し、家庭へ持ち帰ったタブレットを使って保護者と共に視聴し、家庭への啓発の機会とする。

#### 実践事例

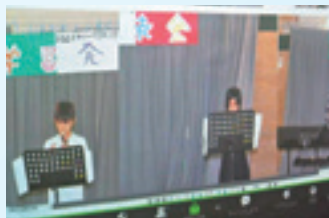
##### オンライン交流人権学習

(三好市立山城小学校)

- 他校と交流人権学習を行った。共通のテーマについて話し合い、様々な意見が出され多様な考え方に触れることができた。



- ローマ日本人学校との交流学習を行った。自分たちの生活との共通点や違いに気づき、互いの文化を尊重することの大切さを学んだ。



##### オンライン交流学習会と人権CMの発信

(阿南市立見能林小学校)

- ハンセン病療養所とオンラインで交流学習会を行った。ハンセン病元患者の方から直接話を伺うことができ、差別を身近に感じることができた。



- 学んだ内容に自分たちの思いを重ねた人権CMを作成し、同じ中学校区内の小中学校へ発信した。視聴した感想をもらい、自信や達成感につながった。



その他にも、

- 児童生徒の意見や考えをデータ化できることから、教師の評価にも活用していく。
- 学習支援クラウドに各タブレットからログインすれば、自宅でも班でまとめている学習発表データの共同制作が可能である。
- 資料（教材）の保存先を伝えることで、授業終了後も気になったことが確認できる。

などの活用が考えられます。GIGAスクール構想を踏まえて、各学校で効果的なICTの活用を図り、人権学習における授業改善に取り組んでください。

## II 指導案事例

II 指導案事例は、小学校人権教育資料「ひかり」、中学校人権教育資料「わたしの願い」に掲載されている資料（教材）等を活用した同和問題についての学習指導案を、各学校から提供していただき掲載しております。学習指導計画や授業の展開例は、あくまで参考資料としています。児童生徒の発達段階や地域の実情に即して、創意工夫しながら御活用ください。

※掲載している指導案については、提供していただいた学校や授業者の方と協議の上、一部訂正しております。

|   |     |                  |     |      |
|---|-----|------------------|-----|------|
| 1 | 教科等 | 活用教材（資料）         | 校 種 | 対象学年 |
|   | 道徳科 | 「いのちをつないだ牛」（ひかり） | 小学校 | 第4学年 |

## 1 主 題 大切ないのち

### 2 主題設定の理由

（児童の実態は省略）

本教材「いのちをつないだ牛」は、徳島県内に現存する「牛武<sup>うしたけ</sup>さん」というほこらとそれにまつわる言い伝えをもとに地域教材として開発されたものである。牛への感謝の気持ちと供養のために村の人たちがほこらを建て、現在も大切にまつられている。

「いのち」の大切さに気付かせるとともに、牛の「いのち」を無駄にせず、体のすべての部分を生かすすばらしい知恵と、村の人たちのたくましい生き方や優しさを感じ取らせたい。そして、「大切ないのちとは何なのか」ということを考えることを通して、生きていることの意味や尊さを理解させ、自分や周り人の「いのち」を大切にしていこうという気持ちを高めたいと考え、本主題を設定した。

### 3 ねらい

一人一人がかけがえのない存在であることを理解し、互いの「いのち」を大切にし、よさを認め合い、仲よく生活していこうとする態度を育てる。

### 4 指導計画

#### （1）これまでの学習

- ・道徳科「いのち」（ひかり）…………… 1時間
- ・総合的な学習の時間「障がい者トップアスリート講演会」…………… 2時間

障がいのあるなしにかかわらず、すべての人に大切な「いのち」があることに気付かせ、「いのち」を大切にしていこうとする意欲を高める。

#### （2）現在の学習

- ・道徳科「いのちをつないだ牛」（ひかり）…………… 1時間（本時）

#### （3）これからの学習

- ・道徳科「『よもぎ荘』との交流」（ひかり）…………… 1時間

高齢者に対して尊敬の気持ちや感謝の心をもち、高齢者一人一人の尊厳を大切にしていこうとする態度を育てる。

### 5 本時の学習

#### （1）目 標

様々な知恵や努力で地域を守ってきた人々がいることや、そのことによって「いのち」がつながり今の自分がいることを理解し、自分や友達を大切にしようとする意欲を高める。

ねらいとする道徳的価値

D-(18) 生命の尊さ

- （2）普遍的な学習のテーマ 生命の尊重  
 個人人権課題名 同和問題

### (3) 展開

| 学 習 活 動  | 指 導 上 の 留 意 点  |
|--|--|
| <p>1 これまでの学習を振り返り、本時の学習課題をつかむ。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>なぜ村の人たちは「牛武<sup>うしたけ</sup>さん」という小さなほこらを建てたのだろうか。</p> </div> <p>2 「いのちをつないだ牛」を読んで「牛武さん」というほこらを建てた人々の思いについて話し合う。</p> <p>3 自分たちも「牛武さん」のように「いのち」を大切にできているか考える。</p> <p>4 「いのち」を大切にするために自分にできることを考え、本時のまとめをする。</p> | <p>○ 自分の経験をもとに「いのち」について考えさせ、学習の方向付けをする。</p> <p>○ 牛の内臓や骨でスープや雑炊が作られたこと、皮は太鼓として祭りの道具になったことをおさえ、牛のすべてを活用する文化や価値、「いのち」を大切に生きた村の人々のすばらしさを理解させる。 ①③</p> <p>○ これまで「いのち」を大切にしていた行動がとれていたか考えさせるとともに、保護者や地域の人々に見守られ、今の自分がいることを理解させる。 ①</p> <p>○ 自分ができていることを考え、自分も友達も大切にしていこうとする意欲を高める。 ②</p> |

### (4) 評価

- 様々な知恵や努力で地域を守ってきた人々がいることや、そのことによって「いのち」がつながり、今の自分がいることを理解することができたか。 【知識的側面】 ①
- 自分や友達を大切にしていこうとする意欲が高まったか。 【価値的・態度的側面】 ②
- 友達の考えを聞いたり、自分の考えを話したりすることができたか。 【技能的側面】 ③

|   |     |                  |     |      |
|---|-----|------------------|-----|------|
| 2 | 教科等 | 活用教材（資料）         | 校 種 | 対象学年 |
|   | 道徳科 | 「いのちをつないだ牛」（ひかり） | 小学校 | 第4学年 |

## 1 主 題 地域への誇り

### 2 主題設定の理由

（児童の実態は省略）

本教材「いのちをつないだ牛」は、この地域に受け継がれている史実をもとにして創作した物語である。貧しい生活をしながら働いていたが、洪水により何もかも失った。そのようなとき、村の人の前に一頭の牛が流れ着いた。村の人は、地域の中で受け継がれている技術を使い、どこも捨てることなくすべてをいただくことにした。そして、命をつないでくれた牛に感謝し、ほこらを建てたという話である。

牛を解体する技術や知識をもった人がいたこと、互いの命を思い合う優しさがあったことを感じ取らせたい。そして、命をつないでくれた牛に感謝の気持ちをもたせ、今もなお大切にまつられているほこらを自分たちも大切にしていこうという気持ちをもたせたい。先人の思いや願い、命がつながってきたからこそ、今の豊かな生活があることに気付かせ、生まれ育った地域を誇りに思う児童に育ててほしいと願い、本主題を設定した。

### 3 ねらい

地域に伝わる話から人々が優しく、たくましく生きてきた様子を知り、自分たちの地域に誇りを持ち、人権を大切に生きていこうとする態度を育てる。

### 4 指導計画

#### （1）これまでの学習

- ・社会科 町探検 …………… 5時間
- 新しくなった公会堂 …………… 2時間

#### （2）現在の学習

- ・道徳科「いのちをつないだ牛」（ひかり）…………… 2時間（本時2／2）

#### （3）これからの学習

- ・学級活動「いのちをつないだ牛」の本作り …………… 1時間
- （「いのちをつないだ牛」の表紙に題をつけたり絵をかいたりして、自分の本とする。）

### 5 本時の学習

#### （1）目 標

命をつないでくれた牛に感謝する気持ちが今もなお続いていることを知り、地域を大切にしていこうとする意欲を高める。

|             |
|-------------|
| ねらいとする道徳的価値 |
|-------------|

|                 |
|-----------------|
| C-(16) 伝統と文化の尊重 |
|-----------------|

#### （2）普遍的な学習のテーマ 人権の尊重

個人人権課題名 同和問題

#### （3）人権教育を通して身に付けさせたい力

「自他の人権を大切にしようとする力」



#### (4) 展開

| 学 習 活 動  | 主な発問と予想される児童の反応   | 指 導 上 の 留 意 点  |
|--|---|--|
| <p>1 前時の振り返りをし、本時の課題をつかむ。</p> <p>2 「いのちをつないだ牛」を読み話し合う。</p> <p>3 <small>うしだけ</small>牛武さんのほこらの写真を見て、自分たちの生活を振り返る。</p> <p>4 感想をワークシートに書き、発表し、本時のまとめをする。</p> | <p>○ 「いのちをつないだ牛(前時)」の感想を読んでください。</p> <p>○ どうして、まず子どもから先にしるを飲んだのでしょうか。<br/>・やさしいから。<br/>・弱い人から助けようとしたから。<br/>・思いやりがあったから。</p> <p>○ ほっぺにうっすらと赤みがさした小さな子どもを見て村の人はどんな気持ちになったと思いますか。<br/>・よかった。<br/>・命がつながってよかったな。<br/>・牛に「ありがとう」と思った。</p> <p>○ その後もほこらを大切にしているのはなぜだろう。<br/>・牛に感謝しているから。<br/>・牛のおかげで命がつながったから。</p> <p>○ 地域にこのように命を大事にしてきた人たちがいたことや今でもほこらが大切にされてきているということを知って、どう思いますか。<br/>・自分も大切にしていきたい。<br/>・この地域ってすごい所だなと思った。<br/>・命をつないでくれたから今の自分がいるんだなと思った。<br/>・うれしくなった。</p> <p>○ 地域には、昔から思いやりや優しさがいっぱいの人がたくさんいたんだね。また、牛をさばくことができるすごい技術や知恵をもった人がいたから今のこの地域があると思います。牛武さんに込められたすてきな思いや願いをみんなにも大切にしてほしいです。</p> | <p>○ 子どもや女性から順に食べさせる村の人の優しさを感じ取るようにする。③</p> <p>○ 命がつながったことの喜びや感動を共感できるようにする。</p> <p>○ “その後”も大切にしている理由を考えさせる。①</p> <p>○ 現在でも大切にされている牛武さんのほこらの写真を見せることで、身近な存在であることに気付かせる。</p> <p>○ 地域を誇りに思い、大切にしたいという実践意欲が高められるようにする。②</p> |

#### (5) 評価

- ・牛のすべてを活用した文化や生活がすばらしいことを理解することができたか。  
【知識的側面】①
- ・地域の人の思いや願いを大切に生活していこうとする意欲が高まったか。  
【価値的・態度的側面】②
- ・自分の思いや考えをみんなに伝えることができたか。  
【技能的側面】③

|   |     |            |     |      |
|---|-----|------------|-----|------|
| 3 | 教科等 | 活用教材（資料）   | 校種  | 対象学年 |
|   | 道徳科 | 「山の粥」（ひかり） | 小学校 | 第5学年 |

## 1 主題 いきる

## 2 主題設定の理由

（児童の実態は省略）

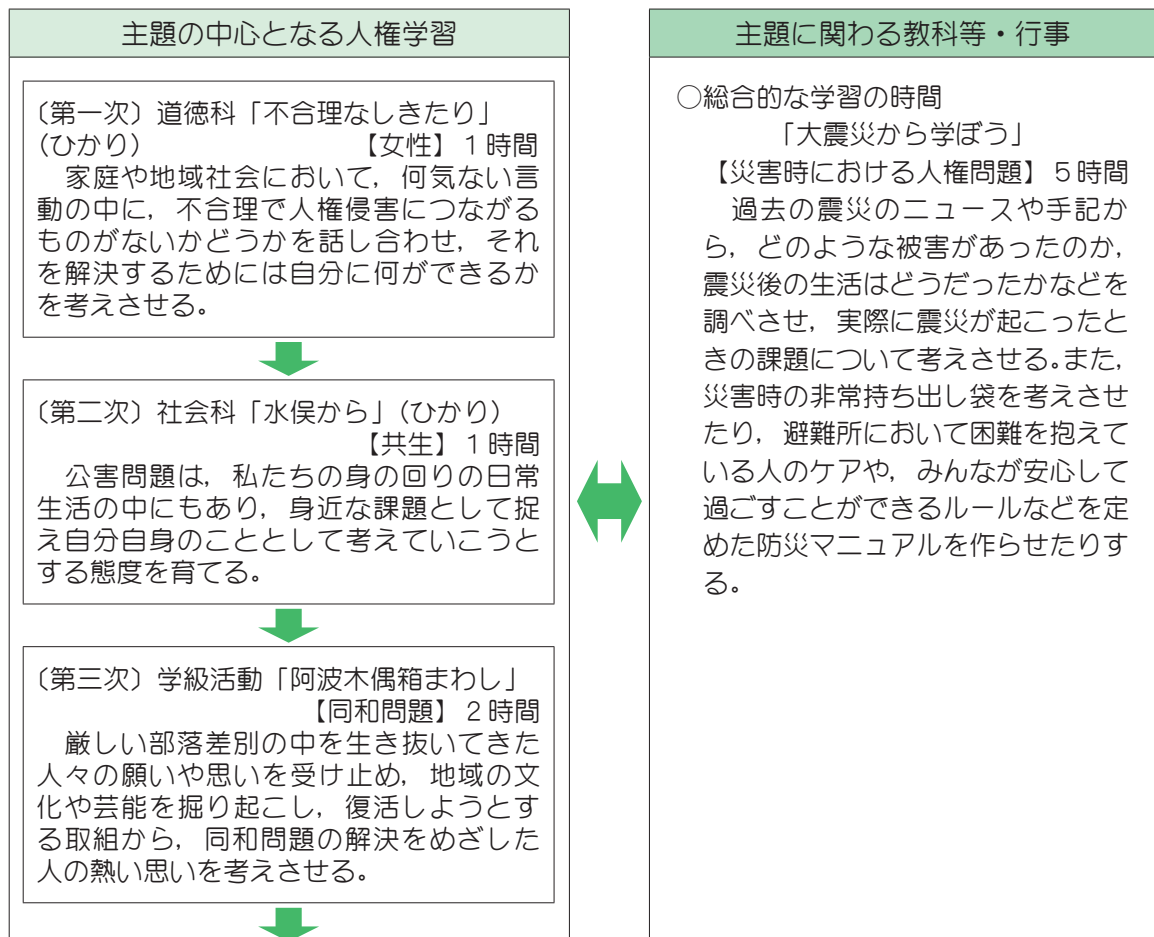
5年生の1学期では、「違いを認め、共に生きる」を主題に人権学習を進め、「人間らしく生きる」ことについても考えてきた。

本主題において、自分たちの生活の中には、まだまだ不合理なしきたりが残されていることを学び、人権侵害につながるものがあることに気付かせ、まちがった考えを許さず、どうすれば男女平等を生活に根付かせていけるかを考えてきた。「阿波木偶箱まわし」では、地元出身のゲストティーチャーの話をもとに厳しい部落差別の中で自分たちの生活を守るために生き抜いてきた人々の願いや思いを受け止め、地域の文化や芸能を掘り起こし、復活させようとする取組から、同和問題の解決に向けての熱い思いに触れることができた。本時の学習では、偏見や不合理な扱いを受けながらも優しさをもち続けてきた村の人々の生きざまから、人間の真の優しさについて学び取らせたいと考え、本主題を設定した。

## 3 ねらい

すべての人々が幸せに生きるために互いの人権が守られなければならないことを理解するとともに、人権が守られる社会になるために自分にできることを考え、行動しようとする態度を育てる。

## 4 指導計画



(第四次) 道徳科「山の粥」(ひかり)  
 【同和問題】3時間(本時3/3)  
 偏見や不合理に惑わされながら差別する人間の愚かさとともに、それを乗り越えたことで輝く村の人々の生きざまから人間を大きく包み込む真の優しさについて考え、自分にできることをし、学校生活をよりよくしていこうとする意欲を高める。



(第五次) 道徳科「人権が大切にされるまちづくり」をめぐって(ひかり)  
 【共生】1時間  
 「生きる」とはどういうことなのかをそれぞれの地域の取組を通して考え、「幸せに生きる」「人間らしく生きる」権利を奪うものに対して憤りをもつとともに、自分も差別のない社会をつくっていくために共に歩んでいこうとする意識を高める。



○総合的な学習の時間  
 「伝えよう 私たちの思い  
 すごいぞ ○○」  
 【ふるさとを大切にする心】10時間  
 ○○町における伝統文化や芸能について調べ、それぞれに関わっている人々の思いや伝統文化の継承の大切さについて気付いたり、自分たちにできることを考えたりすることからふるさとを大切にしようとする態度を育てる。

## 5 本時の学習

### (1) 目標

差別を受けてきた村人の人間としての真の優しさについて考え、自分にできることをし、学校生活をよりよくしていこうとする意欲を高める。

ねらいとする道徳的価値

C-(13) 公正, 公平, 社会正義

### (2) 個人人権課題名

同和問題

### (3) 展開

| 学 習 活 動   | 指 導 上 の 留 意 点  |
|---|--|
| 1 これまでの学習を振り返り、本時の学習課題をつかむ。                           | ○ 本時のねらいとする価値に関わる意識をもつことができるようにする。                                   |
| 2 農民が差別を繰り返している実態について考える。<br>・自分が農民の立場だったらどうするかを話し合う。 | ○ 差別を繰り返していることの愚かさに関心させる。<br>○ それぞれの意見を聞き合うことで、考えを深めさせる。(発言) ①②      |
| 3 村人が農民に山の粥をふるまったのはなぜなのかを話し合う。                        | ○ 差別を受けてきたにもかかわらず、山の粥をふるまう村人の温かい人間性に気付くことができるようにする。(発言) ①            |
| 4 本時の学習を振り返り、まとめる。                                    | ○ 自分の生活を重ね合わせて、自分にできることを考えさせ、これからの学校生活をよりよくしていこうとする意欲を高める。(ノート・発言) ② |

### (4) 評価

- 一人一人の人権について理解を深め、共に支え合って生きる社会の大切さを理解することができたか。  
【知識的側面】①
- 自分にできることを考え、学校生活をよりよくしていこうとする意欲が高まったか。  
【価値的・態度的側面】②

|   |     |            |     |      |
|---|-----|------------|-----|------|
| 4 | 教科等 | 活用教材（資料）   | 校 種 | 対象学年 |
|   | 道徳科 | 「山の粥」（ひかり） | 小学校 | 第5学年 |

## 1 主 題 人としての生き方

### 2 主題設定の理由

（児童の実態は省略）

本教材「山の粥」には、平介の村の人々が差別を受けながらも里の農民たちの苦しみを理解し、粥をふるまう姿が描かれている。差別されても差別せず、優しく、強く、たくましく生き抜いてきた藤べえじいさんや村の人々の姿を通して、誇りある生き方や本当の優しさについて考えさせたい。苦しい思いを知っている村の人々だからこそ、苦しむ農民の命を救わずにはいられなかった。そのような人として正しく生きてきた姿を学ばせたい。そして、偏見や不合理に惑わされ差別する人間の愚かさにも気付かせたい。これから自分たちの力で差別のない社会をつくっていかうとする心情を育むとともに、互いの人権を尊重し、様々な人権問題に出合ったとき、勇気をもって行動できる児童を育てたいと考え、本主題を設定した。

### 3 ねらい

偏見や差別の中にあっても、人としての生き方を貫き、優しく、強く、たくましく生き抜いてきた人々の姿に共感させ、身近にある差別をなくしていかうとする態度を育てる。

### 4 指導計画

#### （1）これまでの学習

- ・道徳科「みんなの学級」（ひかり）…………… 1時間  
学級生活の中にある不合理や矛盾について明らかにし、正しいものの見方を身に付け、互いの人権を尊重しながら問題を解決していかうとする心情を養う。
- ・道徳科「ちがうことばんざい」（ひかり）…………… 1時間  
先入観や外見で友達を判断し疎外することの誤りに気付かせ、一人一人が大切にされる学級集団をつくらうとする態度を育てる。

#### （2）現在の学習

- ・道徳科「山の粥」（ひかり）…………… 3時間（本時3／3）

#### （3）これからの学習

- ・道徳科「不合理なしきたり」（ひかり）…………… 2時間  
家庭や社会において、何気ない言動の中に、不合理で人権侵害につながるものがあることに気付かせ、それを解決していかうとする態度を育てる。

### 5 本時の学習

#### （1）目 標

偏見や差別の中でも、人としての優しさをもって、農民を救おうとする藤べえじいさんや村の人々の姿に共感させ、差別の解消をめざして行動しようとする意欲を高める。

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| ねらいとする道徳的価値 | C-(13) 公正, 公平, 社会正義 |
|-------------|---------------------|

- （2）普遍的な学習のテーマ 人としての優しさ  
個別人権課題名 同和問題

### (3) 展 開

| 学 習 活 動   | 指 導 上 の 留 意 点  |
|---|--|
| 1 前時の学習を振り返り，本時の学習課題をつかむ。   | ○ これまでに学習したことを想起させ，本時の課題をつかませる。  |
| <div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">なぜ村の人々は山の粥をふるまったのだろう。</div> |  |
| 2 班に分かれて，藤べえじいさんや村の人々の生き方について話し合う。  | ○ 藤べえじいさんや村の人々の思いに共感させ，差別を受けても農民たちの命を救おうとした人としての優しさや生き方について理解させる。  |
| 3 班で話し合ったことを発表する。   | ○ なぜ月のない深夜に来るように手紙を書いたのかについても考えさせる。①   |
| 4 自分たちの生活を振り返る。   | ○ 班で話し合ったことを発表させ，発表を聞いて考えたり，感じたりしたことを話し合わせる。<br>○ 以前にも命を助けてもらいながら，それでも差別する里の農民の生き方から，差別することの愚かさにも気付かせる。③ |
| 4 自分たちの生活を振り返る。   | ○ 村の人々の生き方から，自分ができることを考え，実践していこうとする意欲を高める。②  |

### (4) 評 価

- ・村の人々が厳しい差別の中にあっても，人として優しく，強く，たくましく生き抜いてきたことを理解することができたか。【知識的側面】①
- ・人としての優しさをもって，差別の解消をめざして行動しようとする意欲を高めることができたか。【価値的・態度的側面】②
- ・友達の意見をよく聞き，自分の考えを相手に分かるように表現できたか。【技能的側面】③

|   |           |             |     |      |
|---|-----------|-------------|-----|------|
| 5 | 教科等       | 活用教材（資料）    | 校種  | 対象学年 |
|   | 総合的な学習の時間 | 「渋染一揆」（ひかり） | 小学校 | 第6学年 |

## 1 主 題 歴史から学ぶ

### 2 主題設定の理由

差別をなくしていくことは、平穏で民主的な社会をつくるために重要な課題である。6年生の人権学習においては、部落差別に対する正しい認識と理解を深め、児童が同和問題を自分の問題として捉えられるようにしたい。そして、差別を見抜き、差別を許さない、差別をなくしていこうと力強く行動できる児童を育てたいと考える。

（児童の実態は省略）

本資料「渋染一揆」では、身分に基づく支配に不合理さを感じ一揆を起こした人たちの強い思いや行動力から、差別解消に向けて自ら行動することの大切さについて学ばせたい。そして「社会の仕組みや矛盾を見抜き、これをなんとかしなければならぬとする人権意識」「不合理な差別に対してあきらめることなく解消しようとする生き方」「自分や他の人の権利をみんなで力を合わせて獲得していこうとする連帯感」を培いたいと考え、本主題を設定した。

### 3 ねらい

部落差別について正しく理解し、その不合理さに憤りをもつとともに、差別の中でたくましく生きた人々の生き方に共感し、部落差別をはじめとした社会の様々な差別を解消していこうとする態度を育てる。

### 4 指導計画

#### (1) これまでの学習

- ・総合的な学習の時間「差別の中でたくましく生きた人々」（ひかり）… 1 時間

#### (2) 現在の学習

- ・総合的な学習の時間「渋染一揆」（ひかり）…………… 3 時間（本時 2/3）

#### (3) これからの学習

- ・総合的な学習の時間「解放令」（ひかり）…………… 1 時間
- ・総合的な学習の時間「水平社運動」（ひかり）…………… 3 時間
- ・総合的な学習の時間「教科書無償の運動」（ひかり）…………… 1 時間
- ・総合的な学習の時間「くらしを支えた仕事や伝統文化」（ひかり）…… 1 時間
- ・総合的な学習の時間「識字学級と学習会・人権が大切にされる町づくりをめざして」（ひかり） 1 時間

### 5 本時の学習

#### (1) 目 標

渋染一揆を起こした人々の姿や思いから、人間の尊厳を守ることの尊さに気付かせるとともに、差別に負けずに行動することのたくましさや団結することのすばらしさを感じとらせる。

ねらいとする道徳的価値

C-(13) 公正, 公平, 社会正義

- (2) 普遍的な学習のテーマ 基本的人権の尊重  
 個人人権課題名 同和問題

### (3) 展 開

| 学 習 活 動  | 指 導 上 の 留 意 点  |
|--|--|
| 1 本時の学習課題をつかむ。   | ○ 前時の学習を振り返り、「別段御触書」の内容を確認する。  |
| <div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; background-color: #fff9c4;">「別段御触書」に立ち向かう村の人々の姿から、差別に対する人間の生き方を考えよう。</div> |  |
| 2 嘆願書を作成する村人の気持ちを考える。  | ○ 年貢を納め、やるべきことをやっているにもかかわらず、対等に扱われず差別された村人の憤りや悔しい気持ちに共感させる。 ①              |
| 3 御触書を取りやめにさせようと直訴を考える村人の心情について話し合う。   | ○ 御触書を取りやめを求めて、殿様に直訴するかどうかを肯定・否定の立場から考え、差別に立ち向かおうとする村人の強い気持ちを捉えられるようにする。 ② |
| 4 学習のまとめをする。   | ○ 村人の生き方から感じたことをワークシートにまとめ、本時の振り返りをする。                                     |

### (4) 評 価

- 差別に負けずに行動するたくましさや団結することのすばらしさを理解することができたか。 【知識的側面】 ①
- 村人たちの生き方に共感し、自分の問題として捉えて意思決定や話し合いができたか。 【技能的側面】 ②

|   |     |             |     |      |
|---|-----|-------------|-----|------|
| 6 | 教科等 | 活用教材（資料）    | 校 種 | 対象学年 |
|   | 社会科 | 「渋染一揆」（ひかり） | 小学校 | 第6学年 |

## 1 主 題 差別に負けない心

### 2 主題設定の理由

同和問題は人権問題の重要な柱の一つであり、私たち一人一人が同和問題の解決に努めなければならぬ。その上で大切なのは、自分のもっている差別意識に気付き、「自分がその立場であるなしにかかわらず、同和問題にどう立ち向かっていくか」、「現在の自分に何ができるか、どうすべきか」と自己を問い直す姿勢だと考える。同和問題について学んだことを他の人権問題へと視野を広げ、あらゆる人権問題の解決につなげていくためには、人権意識を高め、実践行動につなげていくことが重要である。そのためには、土台として互いに尊重し、自他共に認め合う関係が必要となる。そして、互いの思いを伝え合い、共に支え合いながら、その思いを行動に移すことができる豊かな人間関係づくりを積極的に進めていかなければならないと考える。

（児童の実態は省略）

本資料「渋染一揆」は、江戸時代末期に岡山藩で起こった出来事をもとにして作られたものである。財政が困窮状態にあった岡山藩が、封建的支配体制を立て直すために「別段御触書」を出した。その内容は、長い間地道に協力して生活を向上させ、一定の権利意識をもつようになった被差別部落の人々の誇りを真っ向から否定するものであり、努力の結果、向上した生活を放棄させ、子孫まで永遠に差別を固定しようとするものであった。そこで、当時の人々が現状を改善するために嘆願書を書き、それを受け取ってもらうための直訴を行った思いや願いを感じとらせ、直訴に立ち上がった熱い心と強い団結が不当な差別をはねのけたことを理解させたい。そして、「別段御触書」のもつ差別性や不合理さに気付き、当時の人々の立場に立って嘆願書を書くことで、将来、差別に出合ったとき、自分のこととして考え行動しようとする態度を養いたいと考え、本主題を設定した。

### 3 ねらい

差別の不合理さに憤りをもつとともに、差別解消のために何ができるか、どうすべきかを考え、実践していこうとする態度を育てる。

### 4 指導計画

#### (1) これまでの学習

- ・学級活動「権利って何だろう？」（ひかり）…………… 1時間
- ・社会科「差別のなかでたくましく生きた人々」（ひかり）…………… 1時間

#### (2) 現在の学習

- ・社会科「渋染一揆」（ひかり）…………… 4時間（本時4／4）

#### (3) これからの学習

- ・特別活動「オリエンテーリング」…………… 5時間
- ・道徳科・学級活動「特別支援学校との交流学習」…………… 2時間



## 5 本時の学習

### (1) 目標

渋染一揆に立ち上がった人々の行動から、差別解消への強い思いや行動力、連帯することの大切さに気付かせ、自分自身の生き方と照らし合わせ、差別をなくすためにできることを実践していこうとする態度を育てる。

### (2) 普遍的な学習のテーマ 基本的人権の尊重

個人人権課題名 同和問題

### (3) 展開

| 学 習 活 動                           | 指 導 上 の 留 意 点   |
|-----------------------------------|---|
| 1 前時までの学習を振り返り、本時の学習のめあてをつかむ。     | ○ 前時までの学習を想起させ、本時の学習への意欲付けをする。  |
| 2 「別段御触書」のどの項目について嘆願書を書くか、班で話し合う。 | ○ それぞれで考えたものを持ち寄り、自分なりの思いや考えを伝えながら話し合い、班で項目を決定できるようにする。   |
| 3 班の意見を発表し、全員で嘆願書の内容を考える。         | ○ 「別段御触書」の内容は、不合理で人権を侵害したものであることを感じとらせる。<br>○ 一つの考えに集約するのではなく、それぞれの内容のよさを考えながら話し合い、整理していく。②   |
| 4 実際の嘆願書と比べ、本時のまとめをする。            | ○ 自分たちで考えた嘆願書と実際の嘆願書とを比べることで、当時の人たちの差別解消や人権獲得への強い思いを感じとれるようにする。<br>○ 差別される立場にあった人々が、自分たちの意思で立ち上がり、行動したことのすばらしさを実感できるようにし、自分たちの生活を振り返らせる。① |

### (4) 評価

・良平たちの生き方に共感し、不合理な差別を解消していこうとする意欲を高めることができたか。 【価値的・態度的側面】①

・自分ならどうするか自分なりの思いや考えをもち、話し合うことができたか。

【技能的側面】②

|   |           |            |     |      |
|---|-----------|------------|-----|------|
| 7 | 教科等       | 活用教材（資料）   | 校 種 | 対象学年 |
|   | 総合的な学習の時間 | 「解放令」（ひかり） | 小学校 | 第6学年 |

## 1 主 題 解放への努力

### 2 主題設定の理由

（児童の実態は省略）

本教材を通して、差別されていた人々は、法律上では、身分・職業とも「平民」と同じとされたが、同じ立場になることを拒絶する民衆の差別意識から、より一層厳しい状況に置かれたことを理解させたい。そして、差別解消には、身分制度の改革だけではなく、経済的、社会的、教育的施策が必要であることに気付かせたい。

しかし、「解放令」が出された意義は大きく、差別の不当性を訴えるよりどころとなったことや自分たちの力で差別をなくしていこうとする運動の出発点となったことをおさえたい。さらに、その中でも人間として闘い続けていった人々の生き方や考えに共感させるとともに、今の自分ができる差別解消への意欲を高め、実践力を身に付けさせたいと考え、本主題を設定した。

### 3 ねらい

不合理な差別を受けながらも、たくましく生きてきた人々のすばらしい生き方を知り、仲間と共に差別を解消していこうとする態度を育てる。

### 4 指導計画

#### （1）これまでの学習

- ・学級活動「権利って何だろう」（ひかり）…………… 1 時間
- ・学級活動「かおりの決心」（ひかり）…………… 1 時間
- ・総合的な学習の時間「宙に消えたありがとう」（ひかり）…………… 1 時間
- ・社会科「差別の中でたくましく生きた人々」（ひかり）…………… 1 時間
- ・道徳科「渋染一揆」（ひかり）…………… 2 時間

#### （2）現在の学習

- ・総合的な学習の時間「解放令」（ひかり）…………… 2 時間（本時 2 / 2）

#### （3）これからの学習

- ・社会科「水平社運動」（ひかり）…………… 2 時間
- ・総合的な学習の時間「人権学習発表会に向けて」…………… 10 時間
- ・総合的な学習の時間「町人権啓発展」…………… 1 時間
- ・総合的な学習の時間「町の人権活動とふれあい学習」…………… 5 時間

### 5 本時の学習

#### （1）目 標

解放令を正しく理解し、差別が残されたことに憤りをもつとともに、差別を解消していこうとする意欲を高める。

- |               |         |
|---------------|---------|
| （2）普遍的な学習のテーマ | 人権獲得の歴史 |
| 個別人権課題名       | 同和問題    |

### (3) 展 開

| 学 習 活 動                                  | 指 導 上 の 留 意 点   |
|--|---|
| 1 前時の学習を振り返り, 本時の学習課題を確認する。              | ○ 学習課題を確認し, 話合いの方向付けをする。  |
| 2 解放令が出され, 差別されていた人々の生活がどのように変わったのか話し合う。 | ○ 差別されていた人々が専門に行っていた仕事を奪われ, さらに納税や兵役の義務が課せられたことで, 差別されていた人々の生活はさらに苦しくなったことをおさえる。<br>○ 誰にとって都合のよい新たな身分制度だったか考えさせ, その不合理に対して憤りをもたせる。① |
| 3 差別がなぜ残されたのかについて考える。                    | ○ 解放令に反対した人々の差別意識に気付かせ, 当時の差別意識が根強かったことを理解させる。<br>○ 差別されていた人々が自分たちの力で差別解消に向けて立ち上がろうとしたことに触れ, たくましい生き方に共感させる。①③                      |
| 4 本時の学習を振り返る。                            | ○ 差別されていた人々の生き方から自己の生き方や自分にできることを考えさせ, 日常生活で実践していこうとする意欲を高める。②  |

### (4) 評 価

- ・解放令や, 差別がなぜ残されたのかについて正しく理解することができたか。 【知識的側面】①
- ・仲間と共に差別を解消していこうとする意欲を高めることができたか。 【価値的・態度的側面】②
- ・自分の思いや考えを表現することができたか。 【技能的側面】③

|   |           |                 |     |      |
|---|-----------|-----------------|-----|------|
| 8 | 教科等       | 活用教材（資料）        | 校種  | 対象学年 |
|   | 総合的な学習の時間 | 「教科書無償の運動」（ひかり） | 小学校 | 第6学年 |

## 1 主 題 人権獲得の歴史に学ぶ

### 2 主題設定の理由

（児童の実態は省略）

2学期からは、同和問題を中心としての歴史学習を通して、不合理なことに對して我慢したり、人任せにしたりせず、自分の思いをしっかりと伝え、みんなで助け合って直していこうとする気持ちをもたせたいと考えた。社会科の「渋染一揆」では、被差別部落の人々の行動について学習し「一人一人が団結して、立ち上がる勇気がすごい」「みんなで協力して、差別をなくす」という意見や感想が出た。さらに「解放令」では、法律上では身分・職業とも同じとされたが、差別は厳しく、差別を受けていた人々の生活はかえって苦しくなったこと、しかし「解放令」は人々にとって解放への一筋の光となったことに気付くことができた。これらの学習により、児童から「差別されるのは許せない」という意見が出た。差別に立ち向かい、自分たちの周りにある不合理なことに對して闘い続けてきた人々の気持ちを理解し、周りに流されることなく正しいことを主張することが大切であり、差別を許さないという意識を高めることができた。

本教材「教科書無償の運動」では、悪質な妨害を受けながらも「自分たちの要求は、憲法で定められた正しい権利の要求である。だれからも非難されるものではない。」と粘り強く運動を続けた人々の情熱に共感させ、願いを理解できるようにする。そして、団結して運動をしていった人々の姿に、正しいものは正しいと主張し、困難に立ち向かい、問題を克服してきたことのすばらしさを実感させたい。そして、身の回りにある差別を許さず、差別のない社会をつくっていこうとする実践力を育てたいと考え、本主題を設定した。

### 3 ねらい

差別をなくそうと立ち上がった人々の思いを理解し、自分自身のこととして捉え、差別のない社会をつくっていこうとする実践力を養う。

### 4 指導計画

#### (1) これまでの学習

- ・道徳科「差別のなかでたくましく生きた人々」（ひかり）…………… 1時間
- ・社会科「渋染一揆」（ひかり、ビデオ）…………… 2時間
- ・社会科「解放令」（ひかり、DVD）…………… 2時間
- ・社会科「水平社宣言」（ひかり、ビデオ）…………… 3時間

#### (2) 現在の学習

- ・総合的な学習の時間「教科書無償の運動」（ひかり）…………… 2時間（本時2／2）

#### (3) これからの学習

- ・道徳科「識字学級と学習会」（ひかり）…………… 2時間

## 5 本時の学習

### (1) 目標

差別に立ち向かい教科書無償の運動を続けた人々の生き方に共感し、自分たちの身の回りにある不合理なことを見抜き、差別をなくしていこうとする態度を育てる。

ねらいとする道徳的価値

C-(13) 公正, 公平, 社会正義

### (2) 個別人権課題名

同和問題

### (3) 展開

| 学 習 活 動   | 指 導 上 の 留 意 点  |
|---|--|
| 1 前時の学習を振り返り、本時の課題をつかむ。   | ○ 人々の強い思いと憲法で「義務教育は無償である」と定められていることをしっかりおさえる。  |
| A, B地区の人々はどんな思いをもって、運動を続けたのだろうか。  |  |
| 2 A, B地区の人々があきらめずに運動を続けてきたのはなぜか話し合う。<br>・運動を粘り強く続けた人の気持ちを考える。<br>・教科書無償を勝ち取ったときの人々の気持ちを考える。 | ○ 教科書無償については憲法で定められていることをおさえる。<br>○ 教育を受けさせたい、勉強をさせたいと願う親の思いが運動につながったことを理解させる。<br>○ みんなで団結して運動をしたことが教科書無償を勝ち取る大きな力になったことをおさえる。 ① |
| 3 学んだことをもとに自分の生き方を考える。  | ○ 差別に立ち向かい、正しいことを正しいと主張し、問題を解決していこうとする生き方に触れ、自分の生活を考えられるようにする。   |
| 4 考えたことを発表し、本時のまとめをする。  | ○ 友達と考えを共有し、身の回りにある差別を許さず、差別のない社会をつくっていこうとする意欲を高める。 ②  |

### (4) 評価

- ・憲法で定められた権利を守るため活動した人々の気持ちと教科書無償の運動の意義について正しく理解できたか。 【知識的側面】 ①
- ・自分の問題として捉え、自分の生き方を見つめ直し、不合理なことを見抜き、差別をなくしていこうとする意欲が高まったか。 【価値的・態度的側面】 ②

|   |     |                 |     |      |
|---|-----|-----------------|-----|------|
| 9 | 教科等 | 活用教材（資料）        | 校 種 | 対象学年 |
|   | 社会科 | 「教科書無償の運動」（ひかり） | 小学校 | 第6学年 |

## 1 主 題 差別の中でたくましく生きた人々

### 2 主題設定の理由

（児童の実態は省略）

本主題では、「ひかり」の資料「人権獲得をめざして（1）渋染一揆（2）解放令（3）水平社運動（4）教科書無償の運動」の学習を通して、人間としての誇りを持ち、平等な生き方を求めて差別とたたかい、たくましく生き抜いてきた人々の姿に共感させたい。この人々のたたかいは、誰もが住みよい社会をつくる大きな力となってきたこと、子どもたちの生活に深く関わっていることを実感できるよう支援していきたい。最後に、「くらしを支えた仕事や伝統文化」で、被差別の立場に置かれた人々が社会的・文化的に重要な役割を果たしてきたことを学習し、部落差別の不合理さを理解し、自分の在り方を振り返り、差別解消への意欲を高めたいと考えている。

本時の学習では、子どもたちに関係が深く、憲法の理念をくらしの中に生かした運動として高く評価されている「教科書無償の運動」を取り上げる。憲法と行政の矛盾に気付き団結して運動を続けた人々の姿に、正しいことは正しいと主張し、心を一つにして困難に立ち向かい、克服するすばらしさを感じてほしい。

本主題の学習を通して、厳しい差別の中でたくましく生きた人々と自分とのつながりに気付き、自らの心の中の差別意識を見つめ、すべての人が尊重される社会をつくっていくために自分ができることをしていこうとする態度を育てたいと考え、本主題を設定した。

### 3 ねらい

厳しい差別の中を生き抜き、差別を乗り越えてきた人々の姿を通して、自分の生き方・在り方をとらえ直し、自分たちができることをしていこうとする態度を育てる。

### 4 指導計画

#### （1）これまでの学習

- ・総合的な学習の時間「渋染一揆」（ひかり）…………… 3時間
- ・社会科「解放令」（ひかり）…………… 1時間
- ・社会科「水平社運動」（ひかり）…………… 1時間

#### （2）現在の学習

- ・社会科「教科書無償の運動」（ひかり）…………… 1時間（本時）

#### （3）これからの学習

- ・道徳科「くらしを支えた仕事や伝統文化」（ひかり）…………… 1時間

### 5 本時の学習

#### （1）目 標

憲法に定められた権利を守るために、粘り強く取り組んだ人々の姿に共感させ、すべての人の人権を尊重し、自分たちができることをしていこうとする意欲を高める。

#### （2）普遍的な学習のテーマ 人権の尊さ

個人人権課題名 同和問題

### (3) 展 開

| 学 習 活 動                     | 指 導 上 の 留 意 点  |
|-----------------------------|--|
| 1 本時の課題をつかむ。                | ○ 義務教育について振り返らせるとともに、教科書に定価があることを知らせる。<br><br><div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;">なぜ、教科書は無償なのだろう。</div> |
| 2 資料「教科書無償の運動」を読み、運動の経緯を知る。 | ○ 運動の正しさと、実現までの困難さを理解できるようにする。また、そのおかげで教科書が無償になったことをおさえる。 ①  |
| 3 教科書無償の運動に取り組んだ人々の思いを考える。  | ○ 「学校で勉強させたい。」という親の強い思いと、支え合って不買運動に取り組んだ人々の気持ちに共感させる。 ③  |
| 4 本時のまとめをする。                | ○ 憲法 26 条や教科書の裏面の文章を読むことを通して、運動を続けた人々の粘り強い取組が、人権獲得の原動力になったことを実感させる。<br>○ 自分にできることを考え、実践していこうとする意欲を高める。 ②                                     |

### (4) 評 価

- 教科書無償の運動の経緯と、この運動が憲法に定められた正当な権利の要求であることを理解することができたか。 【知識的側面】 ①
- 周りの人と協力して困難に立ち向かい克服するすばらしさを感じ、人権を尊重し、自分たちができることをしていこうとする意欲が高まったか。 【価値的・態度的側面】 ②
- 憲法に定められた権利を守るために、粘り強く取り組んだ人々の姿に共感することができたか。 【技能的側面】 ③

## 1 主題 共に生きる

## 2 主題設定の理由

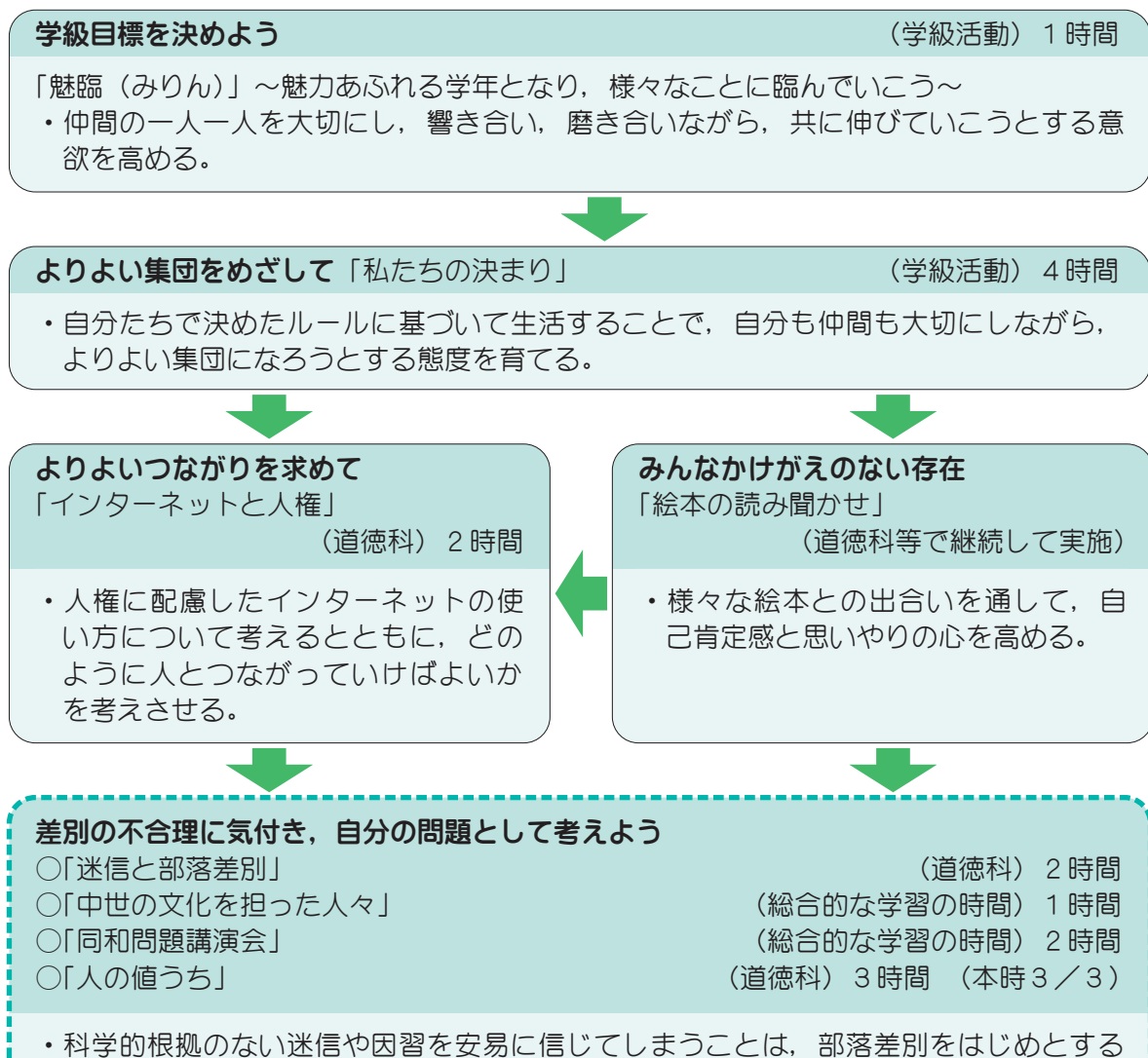
（生徒の実態は省略）

本教材「人の値うち」は、生徒が人間関係について考えるための基本となる教材だと思う。これまでの小学校生活よりも交友関係が広がる今こそ、生活の中にある「他者への決めつけ」の例について話し合わせ、今まで気付くことができていなかった自らの差別心に気付かせたい。そして、作者の思いをしっかりと受け止め、「差別をしない・させない・許さない」態度を育てるとともに、互いを尊重した人間関係を築いていくことができる生徒を育てたいと考え、本主題を設定した。

## 3 ねらい

- ・自らの差別心と向き合う中で、偏見や差別をなくしていこうとする態度を育てる。
- ・互いを認め合い支え合いながら、共に伸びていく集団になろうとする意欲や態度を育てる。

## 4 指導計画





- あらゆる差別につながるおそれがあることを理解させる。
- 自分の意見を発表したり，人の考えを聞いたりして，考えを深めさせる。
- 同和問題の解決に取り組む方の講演を聞き，他人事ではなく，自分の問題として捉えさせる。
- 詩に込められた作者の思いに触れ，自分自身と向き合い，差別をなくす取組が，すべての人々の幸せにつながることに気付かせ，実践していこうとする態度を育てる。



**「人権 CM の作成」** (総合的な学習の時間) 6時間

- これまでの学習を振り返り，学んできたことを仲間と共に語り合いながら，様々な人権問題に対し，自分はどのよう行動していくかを主体的に考えさせる。また，学んだことを身近な人々に発信することで，人権問題解決への実践意欲を高める。

**5 本時の学習**

(1) 目 標

作者の思いから部落差別について理解し，自分自身の心と向き合い，これから自分にできることを考え，行動していこうとする意欲を高める。

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| ねらいとする道徳的価値 | C-(11) 公正，公平，社会正義 |
|-------------|-------------------|

- (2) 普遍的な学習のテーマ  自分の心と向き合う  
 個人人権課題名  同和問題

(3) 展 開

| 学 習 活 動                                 | 指 導 上 の 留 意 点  |
|---|--|
| 1 教材を読み，前時の学習を振り返る。                     | ○ 道徳ファイルや教材を活用し，これまでの学習を想起させる。   |
| 2 他の人に対して，「決めつけ」をしてしまった経験があるかを考え，発表し合う。 | ○ これまでの生活を振り返り自分の中にある差別心に気付かせる。<br>○ しっかりと自分と向き合う雰囲気をつくり，仲間と意見を深めさせる。 ②③ |
| 3 教材の後半を再度読み，何が問題なのかについて考える。            | ○ 生まれた場所による「決めつけ」こそが，部落差別そのものであることを理解させる。 ①                              |
| 4 これから自分がどのように行動していくのかを考え，発表する。         | ○ 今までの学習を振り返り，偏見や差別をなくしていくために，自分にできることを具体的に考え，発表させる。 ②③                  |

(4) 評 価

- 生まれた場所によってその人の値うちを決めつけるという行為が，部落差別そのものであることを理解することができたか。 **【知識的側面】 ①**
- 自分自身の心と向き合い，自分の中にある差別心に気付き，自分にできることを考え，行動していこうとする意欲を高めることができたか。 **【価値的・態度的側面】 ②**
- 仲間の意見をしっかりと聴いて，意見を伝え合うことができたか。 **【技能的側面】 ③**

|    |     |                   |     |      |
|----|-----|-------------------|-----|------|
| 11 | 教科等 | 活用教材（資料）          | 校 種 | 対象学年 |
|    | 道徳科 | 「牛のかたき打ち」（わたしの願い） | 中学校 | 第1学年 |

## 1 主 題 真実を見抜く

### 2 主題設定の理由

（生徒の実態は省略）

本教材「牛のかたき打ち」では、現在まで部落差別が残されてきた大きな原因の一つには、教材に登場する民衆に代表されるような人間の心理や差別意識があったことに気付かせたい。そして、今の自分たちが、学校生活の中で「民衆」になっている場面はないかを考えることで、自分を見つめ直させたい。そして、このような身分制度が当たり前のこととして存在していた当時の厳しい状況の中で「部落の語り伝え」として、真実を語り伝えてきた願いと、被差別部落の人々のたくましい生きざまを学ばせ、偏見や差別に憤りをもち、自分が差別と出合ったときに立ち向かう強い意志と実践力を育てたいと考え、本主題を設定した。

### 3 ねらい

偏見や差別に憤りをもち、差別を見抜き、解決していこうとする意欲と実践力を育てる。

### 4 指導計画

#### （1）これまでの学習

- ・学級活動「自分以下を求める心」（わたしの願い）…………… 2時間
- ・総合的な学習の時間「メガネと補聴器」（わたしの願い）…………… 2時間
- ・総合的な学習の時間「ユニバーサルデザインって何？」  
（わたしの願い）…………… 1時間
- ・道徳科「わたしのいもうと」（絵本）…………… 2時間
- ・社会科「人権獲得の歴史」（わたしの願い）…………… 3時間

#### （2）現在の学習

- ・道徳科「牛のかたき打ち」（わたしの願い）…………… 3時間（本時3／3）

#### （3）これからの学習

- ・道徳科「迷信と部落差別」（わたしの願い）…………… 2時間

### 5 本時の学習

#### （1）目 標

傍観者的な立場の自分本位な言動が差別につながることを理解し、差別を自分事として捉え、差別を見抜き、偏見や差別をなくしていこうとする態度を育てる。

ねらいとする道徳的価値

A-(5) 真理の探究, 創造

- （2）普遍的な学習のテーマ 偏見と差別  
 個人人権課題名 同和問題

### (3) 展 開

| 学 習 活 動                              | 指 導 上 の 留 意 点  |
|--------------------------------------|--|
| 1 見物人，ツキ人の心情の変化を確認する。                | ○ 牛の処刑をあおっていた見物人，牛の処刑を断れなかったツキ人の気持ちがどのように変わっていったかを確認させる。 |
| 2 今まで自分が見物人のような立場になったときがないか考えさせる。    | ○ 誰もが見物人のような傍観者の立場になりやすいことや，そうならないために別の立場が必要なことに気付かせる。   |
| 3 本当にむごいのは何なのか考える。                   | ○ 差別を助長させたのは牛の処刑を見てはやし立てる見物人であることに気付かせる。①                |
| 4 長年にわたって「牛のかたき打ち」を語り伝えてきた人々の願いを考える。 | ○ 「牛のかたき打ち」を語り伝えてきた人々の願いを考え，発表させる。①③                     |
| 5 自分たちの生活を振り返り，これからの生活について考える。       | ○ これからの生活で自分にできることを考え，偏見や差別をなくしていこうとする意欲を高める。②           |

### (4) 評 価

- ・傍観者的な立場の自分本位な言動が差別につながることや，「牛のかたき打ち」が語り伝えられている願いを理解することができたか。【知識的側面】①
- ・偏見や差別をなくしていくために，自分にできることを実践していこうとする意欲が高まったか。【価値的・態度的側面】②
- ・仲間の意見を受け止め，自分の考えを発表することができたか。【技能的側面】③

## 1 主題 真実を知り、自分の行動へ

## 2 主題設定の理由

（生徒の実態は省略）

本教材「牛のかたき打ち」では、ツキ人をあおり、責め立てる見物人の心情に注目させたい。そして、今日まで部落差別を残してきた要因の一つは、教材に登場する民衆のような人間の心理にあることに気付かせたい。見物人を日頃の自分たちと重ね合わせ、自分たちが深く考えずに周りに同調してしまう立場になりうることを理解させたい。そして互いの意見や思いを尊重し合い、自分を大切にするとともに、他の人を大切に認めることができる人権感覚を養い、信頼関係や支え合いの気持ちを更に深めた学級集団になることをめざしたい。相手の立場になって、その人の考えや気持ちなどを想像する力や、共感できる力を伸ばし、互いの人権を尊重した発言や行動をしていこうとする態度を育てたいと考え、本主題を設定した。

## 3 ねらい

- ・差別された人々が語り伝えてきた真実と願いを知り、差別を許さない態度を養う。
- ・常に自分の言動を自分自身に問いかけ、自分も仲間も大切にできる実践力を養う。

## 4 指導計画

### 学級開き・級訓・学級目標を決定しよう

- ・級訓「不撓不屈」を念頭に、自分も仲間も大切に、困難に立ち向かう温かい学級づくりをめざす。

「心やさしい子どもたちへ」（わたしの願い）  
（学級活動）1時間・（総合的な学習の時間）1時間  
「1000の叫び」（ビデオ教材）（総合的な学習の時間）2時間

- ・大河内祥晴、有子さん夫妻が綴った息子清輝さんへの思いや私たちへの思いに触れることで、いじめの実態について学び、いじめについて考えさせる。

「自分以下を求める心」（わたしの願い）  
（総合的な学習の時間）1時間・（道徳科）1時間

- ・自分以下を求める心は差別やいじめにつながることを知り、自分以下の存在を求めない生き方や行動を考えさせる。

「ハンセン病について学ぶ」（総合的な学習の時間）3時間

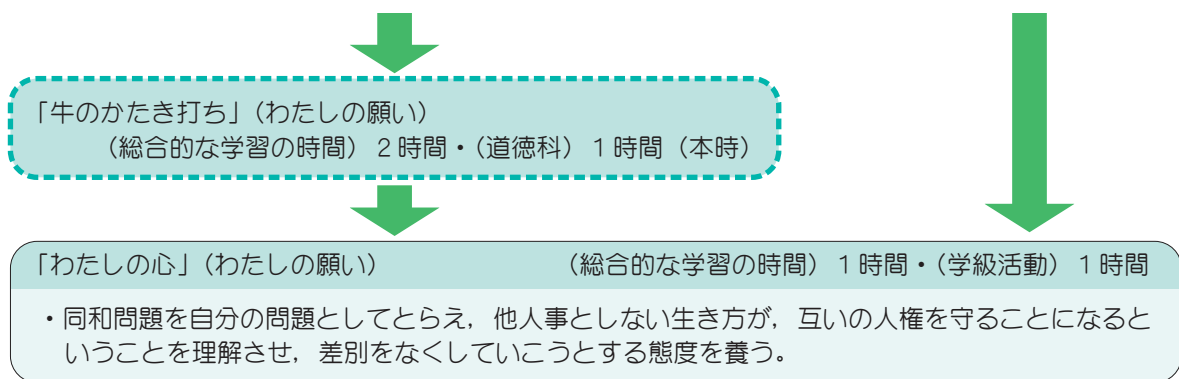
- ・国内におけるハンセン病の歴史や差別の実態について理解させる。

「日本の人権獲得の歴史」（わたしの願い）  
（総合的な学習の時間）3時間

- ・国内における同和問題の歴史や差別の実態について理解させる。

### 自己を見つめ、互いに語り合う

- 生活記録  
「心の手紙」（常時）
- 学級活動  
生活記録の内容を、日々の学級活動を通じて、共通理解し合う。
- 学年集会



## 5 本時の学習

### (1) 目標

差別された人々が語り伝えてきた真実や願いを知り、差別を許さず、常に自分の言動を自分自身に問いかけ、自分も仲間も大切にしていこうとする意欲を高める。

ねらいとする道徳的価値

C-(11) 公正, 公平, 社会正義

### (2) 普遍的な学習のテーマ 真実を見つめる

個人人権課題名 同和問題

### (3) 展開

| 学 習 活 動   | 指 導 上 の 留 意 点  |
|---|--|
| 1 本文を読み、前時の学習を振り返る。                                 | ○ 本時のめあてをつかませる。  |
| 2 役人と見物人の台詞の変化と、そこに仕込まれた差別の構造について考える。               | ○ 自分の言葉で、自分の思いを伝えられるよう助言する。③<br>○ 役人と見物人の台詞がひらがな表記からカタカナ表記に変化していることに注目させる。①                        |
| 3 この語り伝えを通して、差別された人々が何を伝えたかったのか考える。                 | ○ 時代背景を踏まえた上で、それでも伝えたかったことを考えさせ、自分の言葉で思いを伝えられるよう助言する。③   |
| 4 自分たちのこれまでの生活を振り返り、どう行動することが真実を伝えていくことにつながるのか話し合う。 | ○ 自分自身の生活を振り返り、自分本意な言動や、自分で実際に確かめていない噂に惑わされて行動をしたことがないか考えさせる。<br>○ 自分も仲間も大切にしていこうとどう行動していくか考えさせる。② |

### (4) 評価

- ・差別された人々が語り伝えてきた真実や願いを理解することができたか。【知識的理解】①
- ・差別を許さず、自分も仲間も大切にしていこうとする意欲を高めることができたか。【価値的・態度的側面】②
- ・友達の見聞を受け止め、自分の思いを仲間に伝えることができたか。【技能的側面】③

## 1 主 題 差別に立ち向かう

## 2 主題設定の理由

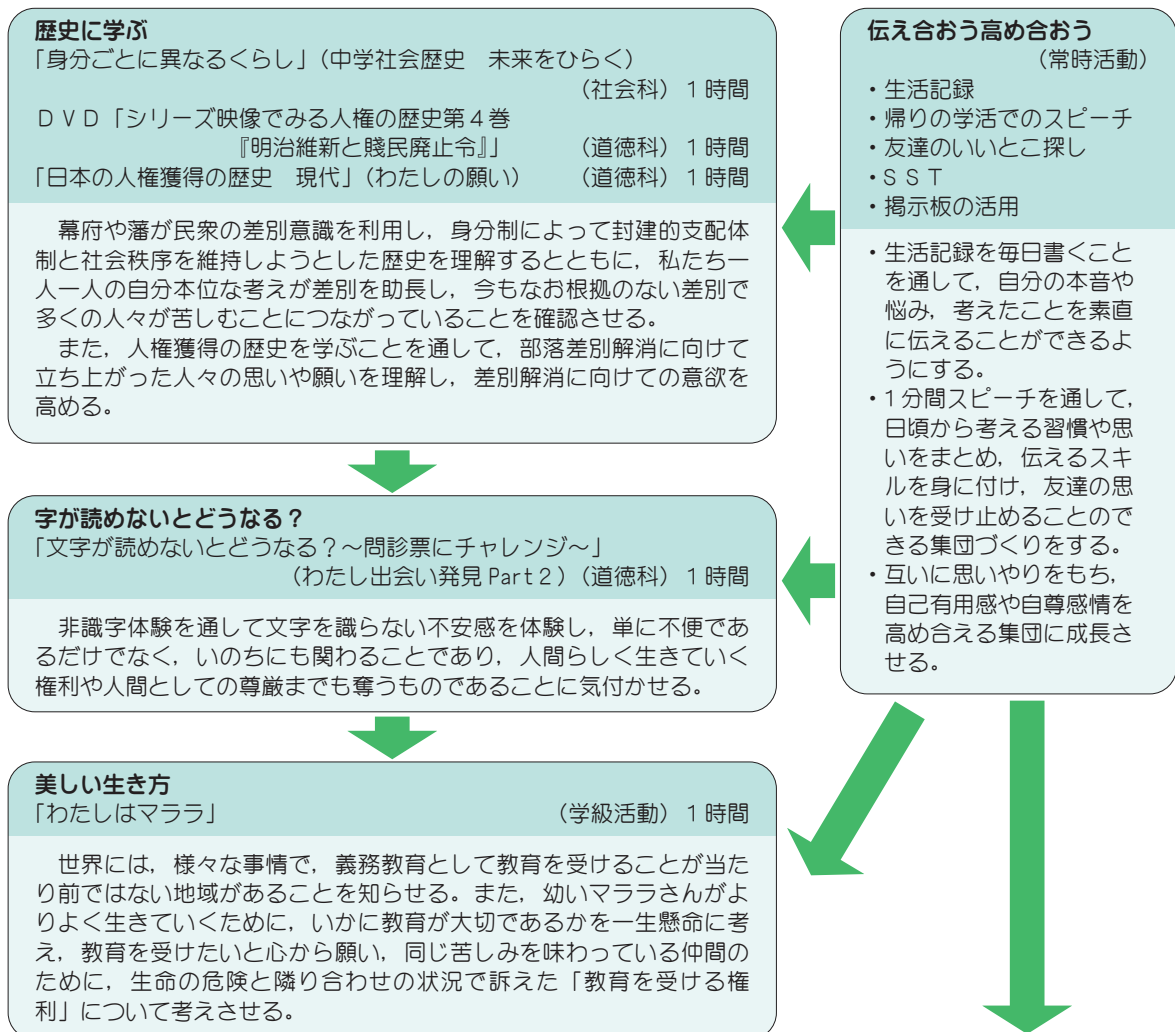
（生徒の実態は省略）

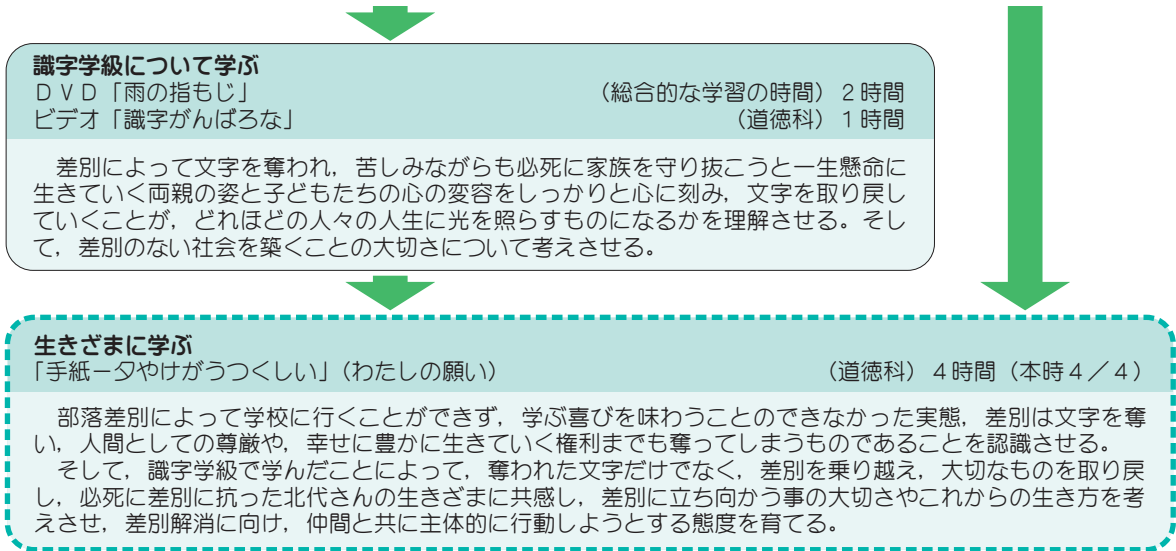
本教材は、部落差別によって文字を学ぶ機会を奪われた北代さんが識字学級で学び、共学者である森田さんに宛てて書いた手紙である。一言一言に、文字を綴れなかった悲しみや文字を取り戻した喜び、学ぶことのうれしさが込められている。文字を綴ることは生きることであり、文字が奪われることは人間らしく生きる権利そのものが奪われるということである。今、当たり前前に学校に来て、勉強ができる生徒に、文字だけでなく人間らしく生きる権利までも奪った部落差別に対する憤りをもたせたい。そして、文字を覚える喜びだけでなく、差別に負けず自ら学ぶことで新しい世界を切り拓き、生きていく喜びをかみしめている北代さんのたくましい生き方に共感させ、これから自分はどうのように生きていきたいかを考えさせたい。差別を他人事としない生き方が、互いの人権を守ることになる。差別を自分事として捉えることの大切さに気付かせ、差別解消のために仲間と共に主体的に行動しようとする意欲や態度を学ばせたい。そして、学んだことを日常生活に生かして、よりよい自分や学級をめざして成長してほしいと願い、本主題を設定した。

## 3 ねらい

部落差別によって奪われた文字を取り戻していくことを通して、差別に立ち向かい、人生を輝かせていった人々の生きざまに学び、差別を許さず、差別解消に向けて仲間と共に主体的に行動しようとする態度を育てる。

## 4 指導計画





## 5 本時の学習

### (1) 目標

北代さんのたくましい生き方を通して、人間らしく生きる権利までも奪った部落差別に対する憤りを持ち、差別を自分事として捉えることの大切さに気付かせ、差別解消のために仲間と共に主体的に行動しようとする意欲を高める。

|             |                  |
|-------------|------------------|
| ねらいとする道徳的価値 | D-(22) よりよく生きる喜び |
|-------------|------------------|

### (2) 普遍的な学習のテーマ 基本的人権の尊重

個人人権課題名 同和問題

### (3) 展開

| 学 習 活 動  | 指 導 上 の 留 意 点  |
|--|--|
| 1 前時までの学習を振り返る。                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部落差別は、北代さんから文字だけでなく人間らしく生きる権利までも奪ったことを確認させる。</li> <li>○ 文字を取り戻すことで生きていく喜びを感じた北代さんの気持ちを振り返らせる。</li> </ul>                    |
| なぜ、北代さんは識字学級で学び続けたのだろう。                            |  |
| 2 なぜ、北代さんは識字学級で学び続けたのかを考え、発表する。                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「もっともっとべんきょうをしたい」「十年ながいきをしたい」という言葉に着目させる。</li> <li>○ 北代さんが前向きに学ぶことができた背景には、差別に立ち向かう強い気持ちや共に学ぶ仲間が存在があったことを理解させる。①</li> </ul> |
| 3 学ぶことの意味について考え、グループで話し合う。                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学ぶことが日常生活と結び付いていることや、自分自身の生き方につながっていることに気付かせる。③</li> </ul>  |
| 4 北代さんの生き方から学んだことを、自分の生き方や生活にどのように生かしていくかを考え、発表する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 差別に負けない生き方について考えさせる。</li> <li>○ 差別を他人事としない生き方が、互いの人権を守ることになることを気付かせる。</li> <li>○ 自分の生活の中でできることを具体的に考えさせる。②③</li> </ul>      |

### (4) 評価

- ・差別に屈しない強い気持ちや共に闘う仲間の存在が、部落差別解消につながることを理解できたか。 【知識的側面】①
- ・差別を自分事として捉えることの大切さに気付き、これから自分ができることを考え、実践しようとする意欲が高まったか。 【価値的・態度的側面】②
- ・友達の意見を受け止め、自分の考えや思いを伝えることができたか。 【技能的側面】③

|    |      |                        |     |      |
|----|------|------------------------|-----|------|
| 14 | 教科等  | 活用教材（資料）               | 校 種 | 対象学年 |
|    | 学級活動 | 「手紙－夕やけがうつくしい」(わたしの願い) | 中学校 | 第2学年 |

## 1 主 題 真実の生き方を求めて

### 2 主題設定の理由

（生徒の実態は省略）

本資料は、部落差別により文字を奪われた北代さんが68歳で識字学級に通い始め、その思いを共学者である森田さん宛てに書いた手紙である。手紙の中で、北代さんが「夕やけがうつくしい」と書いた思いに触れ、文字を奪われるということは不便だけでなく、人間らしく生きる権利までも奪われていたことに憤りを感じ、部落差別がいかに人々を不幸にさせるかということに気付かせたい。また、文字を覚え、その喜びだけではなく、人生そのものを取り戻していった北代さんの「十年ながいきをしたい」という言葉の重みから「学ぶ」ということが、現実の生活とどのような関わりをもち、生きる喜びにつながるかを考え、自分の生活に振り返らせたいと考え、本主題を設定した。

### 3 ねらい

厳しい差別の中で、明るくたくましく生きてきた姿から、差別解消のために自分自身が行動していこうとする意欲や態度を育てる。

### 4 指導計画

#### （1）これまでの学習

- ・学級活動「ハングラデシュの識字率から学ぶ」…………… 1時間
- ・総合的な学習の時間「雨の指もじ」(DVD)…………… 2時間

#### （2）現在の学習

- ・学級活動「手紙－夕やけがうつくしい」(わたしの願い) …… 4時間（本時4／4）

#### （3）これからの学習

- ・社会科「新しい学問」(解体新書)…………… 1時間
- ・道徳科「日本の人権獲得の歴史 近代」(わたしの願い)  
（新しい時代と『解放令』）(全国水平社の設立) …… 3時間
- ・総合的な学習の時間「識字学級生との交流会」…………… 4時間

### 5 本時の学習

#### （1）目 標

北代さんの生き方から「学ぶ」ということが、生活と深く関わりをもち、生きる喜びにつながることに気づき、差別解消に向け、積極的に行動しようとする意欲を高める。

#### （2）普遍的な学習のテーマ 人間の尊厳

個別人権課題名 同和問題



### (3) 展開

| 学 習 活 動                           | 指 導 上 の 留 意 点  |
|-----------------------------------|--|
| 1 「雨の指もじ」でのお母さんの言葉の意味を考える。        | ○ 文字を知らなかった背景に「部落差別」があることを再確認させる。  |
| 2 北代さんが「夕やけがうつくしい」と書いたのはなぜかを考える。  | ○ 文字を覚えることの喜びだけではなく、生活そのものが切り拓かれていったことに気付かせる。                                    |
| 3 識字学級に通い、北代さんたちが取り戻したものについて話し合う。 | ○ 北代さんたちが取り戻したものは「文字」だけではないことに気付かせる。<br>①③<br>○ 北代さんが文字を覚えることで、何が変わったかについて考えさせる。 |
| 4 北代さんの「学ぶ」姿から、これからの生活について考える。    | ○ 「学ぶ」ということが生きる喜びにつながっていることに気付かせる。<br>○ 差別解消に向け、積極的に行動しようとする意欲を高める。<br>②         |

### (4) 評価

- ・部落差別は人々を不幸にし、人生を奪うものであるとともに、見えにくく気付きにくいものであることを理解することができたか。 【知識的側面】①
- ・「学ぶ」ということが、現実の生活とどのような関わりをもち、生きる喜びにつながるかを考え、差別をなくしていくために行動していこうとする意欲が高まったか。 【価値的・態度的側面】②
- ・友達の意見を受け止め、自分の考えを伝えることができたか。 【技能的側面】③

#### ※指導上参考となる資料

- ・DVD「雨の指もじ」(大阪府人権教育研究協議会)  
※あいぽーと徳島、総合教育センター1階の視聴覚ライブラリーで借りることができます。
- ・ビデオ「識字がんばろな」(徳島県教育委員会同和教育振興課)  
※あいぽーと徳島、総合教育センター1階の視聴覚ライブラリーで借りることができます。
- ・DVD「ミナ笑顔」(ユネスコ・アジア文化センター)  
※あいぽーと徳島で借りることができます。
- ・「“あわ”人権学習ハンドブック」P87

## 1 主題 誇りうる生き方を求めて

## 2 主題設定の理由

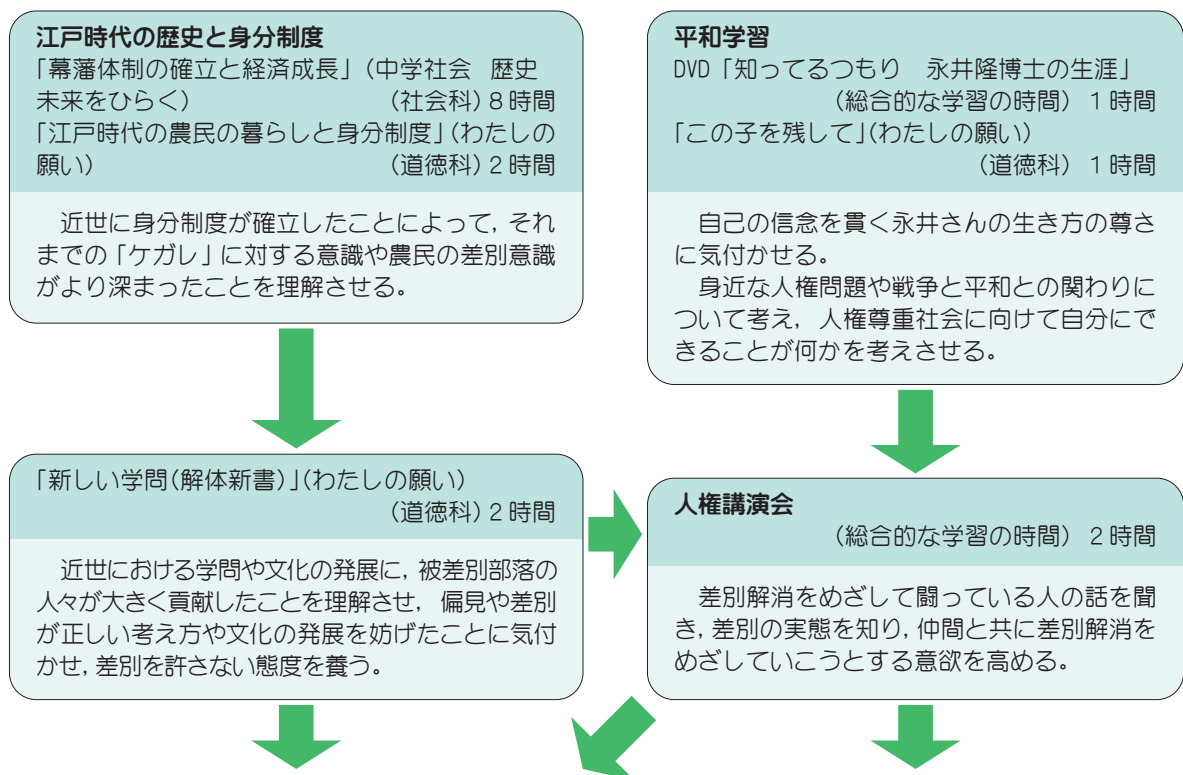
（生徒の実態は省略）

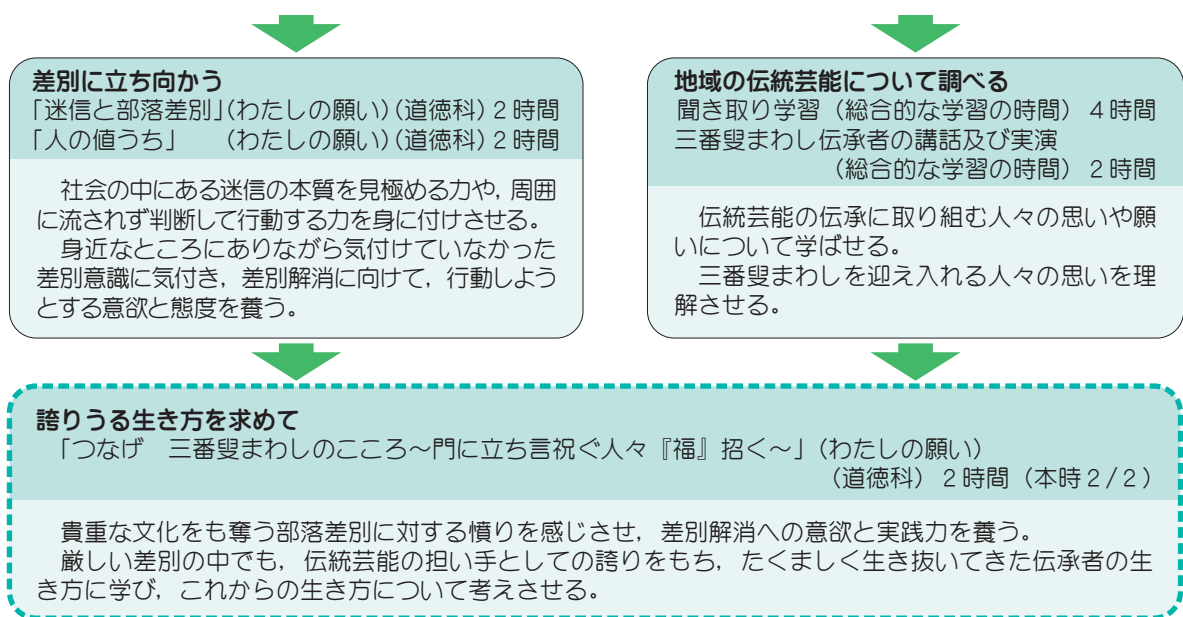
本教材は人々に幸福をもたらしてくれる、かけがえのないものとして地域社会に根付いた祝福芸を取り扱っている。このような貴重な伝統文化が衰退していった背景には高度経済成長による社会環境の変化や部落差別があることを理解させたい。また、厳しい部落差別の中でも三番叟まわしの伝承に誇りをもって取り組む人々の強い思いと、それを迎える人々との温かい絆にも共感させたい。そして、三番叟まわしが訪れる文化が今まで途切れることなく続いてきた自分たちのふるさとに誇りをもたせたい。さらには、部落差別のみならず、仲間と共に様々な差別と向き合い、それらを解消しようとする意欲と実践力を身に付けさせたいと考え、本主題を設定した。

## 3 ねらい

差別に立ち向かい、たくましく生きてきた人々の生き方に共感するとともに、貴重な文化までも奪ってしまう部落差別に憤りを感じ、同和問題を自分自身の問題として捉え、差別解消に向けて行動しようとする意欲や態度を養う。

## 4 指導計画





## 5 本時の学習

### (1) 目標

途絶えていた三番叟まわしの文化を掘り起こし、伝承してきた人々の思いや、それを迎える人々との絆に共感させ、部落差別をはじめ様々な差別を解消しようとする意欲を高める。

### (2) 個人権課題名

同和問題

### (3) 展開

| 学 習 活 動                                  | 指 導 上 の 留 意 点   |
|--|---|
| 1 これまでの学習を振り返り、本時の学習の課題をつかむ。             | ○ 三番叟まわしを迎える人々の気持ちについて理解させる。<br>○ 衰退していった理由には部落差別があり、人と人とのつながりをも奪ってきたことを理解させる。① |
| 2 なぜ三番叟まわしを復活させようとしたのか考える。               | ○ 三番叟まわし伝承者の思いや生き方に共感させる。<br>○ 文化や人とのつながりをも奪った部落差別に憤りをもたせる。                     |
| なぜ三番叟まわしを伝承することができたのだろう。                 |   |
| 3 三番叟まわし伝承者の生き方やそれを支えた人々の思いから学んだことを発表する。 | ○ 三番叟まわしが続いていくためには伝承しようとする人の強い思いと迎える人々の温かい思いがあったことに気付かせる。②                      |
| 4 これからの自分の生き方について考え、発表する。                | ○ 差別をなくすために、自分には何ができるか考えさせる。③   |

### (4) 評価

- ・部落差別が伝統文化を衰退させ、人と人とのつながりをも奪ってきたことを理解できたか。【知識的側面】①
- ・差別のない社会の実現に向けて自分たちができることを考え、実践しようとする意欲が高まったか。【価値的・態度的側面】②
- ・友達の意見を受け止め、自分の考えや思いを伝えることができたか。【技能的側面】③

## 1 主 題 誇りうる生き方

## 2 主題設定の理由

（生徒の実態は省略）

本教材「娘の遺してくれたもの」には、差別を乗り越えた愛子さんと青年の深い愛と強い信頼、そして二人を支えた多くの人たちの温かい生きざまが満ちあふれている。愛子さんと青年、この二人を支えた人々から、人間としての誇りうる生き方とはどういう生き方なのかを考え、自らが部落差別をはじめ様々な人権問題解決に向けて行動する主体者となる実践力を養いたいと考え、本主題を設定した。

## 3 ねらい

人間を尊重し、たくましく生き抜いてきた人々の生きざまに共感させ、誇りうる生き方を求める中で、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けた実践力を養う。

## 4 指導計画

### （1）これまでの学習

- ・総合的な学習の時間「許せない就職差別」（わたしの願い）…… 3時間
- ・道徳科「ふるさと」（わたしの願い）…………… 2時間
- ・総合的な学習の時間「娘の遺してくれたもの」（わたしの願い） 3時間

インターネットや新聞記事から事故当時の様子を調べたり、父親の著書から抜粋した資料を読み取ったりし、様々な角度から登場人物を取り巻く環境についてまとめ、整理することにより、教材の背景をより深く理解させる。

- ・学級活動「結婚についてのダイヤモンドランキング」…………… 1時間

### （2）現在の学習

- ・道徳科「娘の遺してくれたもの」（わたしの願い）…………… 3時間（本時2 / 3）

### （3）これからの学習

- ・総合的な学習の時間「性の多様性を理解しよう」  
（性の多様性を理解するために一教職員用ハンドブッカー）… 3時間

## 5 本時の学習

### （1）目 標

愛子さんや彼女の周りの人々の生き方から、誇りうる生き方とはどういう生き方なのかを学び、自らも差別解消に向けて主体的に行動しようとする意欲を高める。

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| ねらいとする道徳的価値 | C-(11) 公正, 公平, 社会正義 |
|-------------|---------------------|

- （2）普遍的な学習のテーマ 基本的人権の尊重  
個人人権課題名 同和問題

### (3) 展 開

| 学 習 活 動                        | 指 導 上 の 留 意 点   |
|--------------------------------|---|
| 1 前時の学習について振り返り，本時の学習のめあてをつかむ。 | ○ 愛子さんの父親の不安や心配から，部落差別の厳しさを確認する。  |
| 2 愛子さんの言葉について考える。              | ○ 愛子さんが遺した「今，光っていたい」という言葉について，この言葉に込められた愛子さんの願いや思いを考えさせる。①②                                   |
| 3 愛子さんの婚約者やその両親の生き方について話し合う。   | ○ 婚約者の生き方について考え，二人が乗り越えたものとは何であったか，なぜ乗り越えることができたのかを考えさせる。①②                                   |
| 4 これからの自分の生き方について発表する。         | ○ 自分にとって，誇りうる生き方とはどのような生き方であるかを具体的に考えさせ，発表させる。<br>○ 友達と考えを共有し，差別解消に向けて主体的に行動していこうとする意欲を高める。②③ |

### (4) 評 価

- ・部落差別が現存する事実を知り，差別の不合理さについて理解することができたか。  
【知識的側面】①
- ・愛子さんや周りの人々の生き方から誇りうる生き方について考え，差別解消に向けて主体的に行動しようとする意欲が高まったか。  
【価値的・態度的側面】②
- ・学んだことをこれからの自分の生活に生かし，どのような生き方をしていきたいか考えることができたか。  
【技能的側面】③

## 1 主題 自分をみつめて

## 2 主題設定の理由

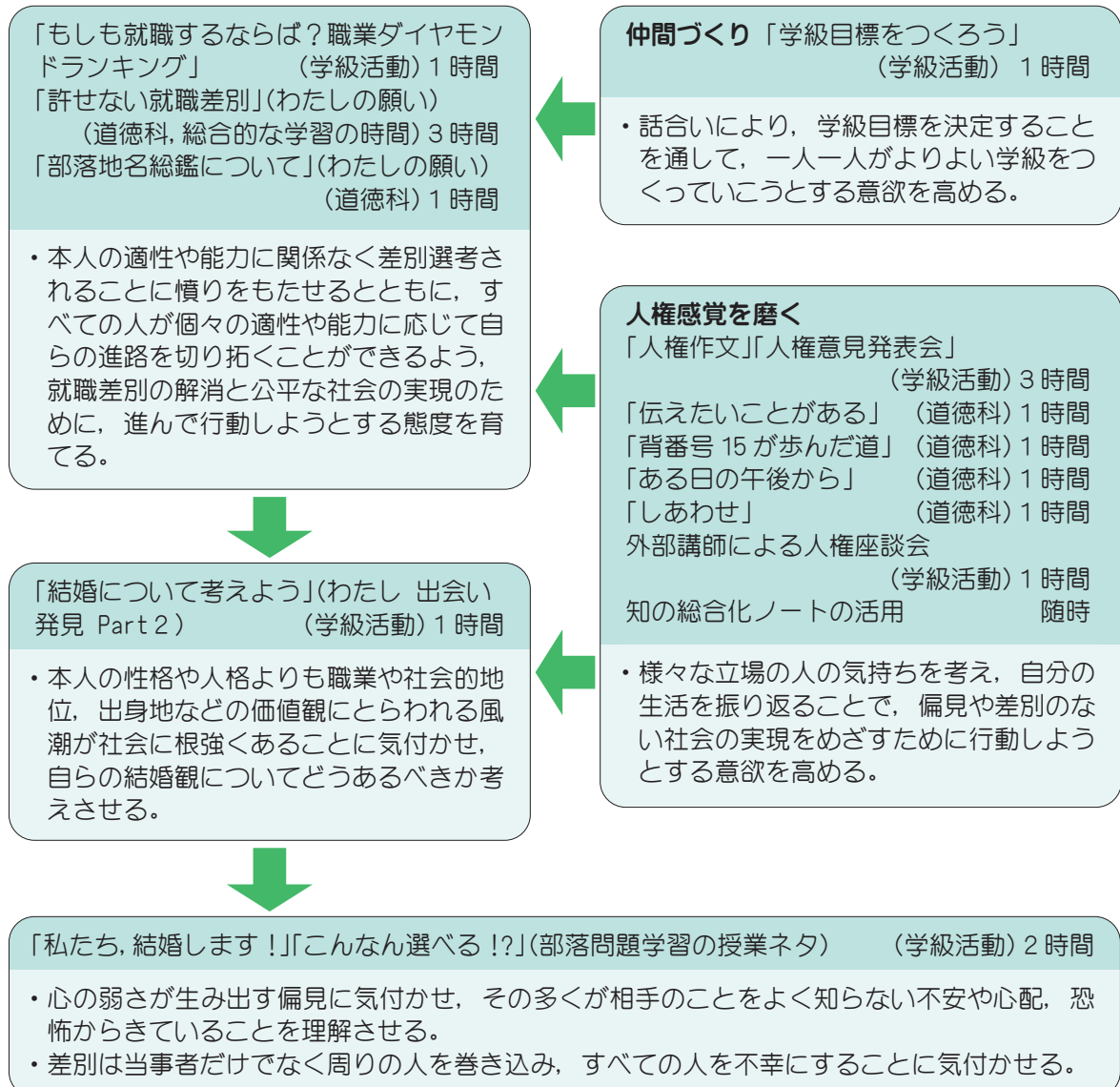
（生徒の実態は省略）

本教材「峠」では、人は差別する当事者になると正当な判断ができなくなり、誤った判断により、他人を苦しめるだけでなく自分をも苦しめてしまうことを理解させたい。そして結婚差別に対し毅然とした態度で立ち向かい、幸せをつかんだ幸司と恵子の姿に自らを重ね合わせ、差別を主体的に解消していこうとする態度や行動力を養いたい。本時は、世間という実態のないものを隠れみのにして差別をしてしまった両親の心の変容に焦点を当て、仲間と共に考えを深めさせたい。当事者の視点で差別問題を考えることが差別解消に向けた態度化・行動化につながると考え、本主題を設定した。

## 3 ねらい

今なお残る部落差別に憤りをもたせ、同和問題を自分自身の問題として捉えさせ、差別解消に向けた意欲と実践力を育てる。

## 4 指導計画





「幸せのカタチ『家』」(わたしの願い) (道徳科) 1 時間

- かつての「家」制度に焦点を当て、その不合理さに気付かせるとともに、結婚を自分自身の問題として捉え、結婚する大人たちの意思が尊重される社会づくりをめざそうとする意識をもたせる。



自分を見つめて「峠」(徳島県版私たちの道徳 ふるさと教材) (道徳科) 2 時間(本時 2 / 2)

- 今なお残る部落差別に対して憤りをもたせ、同和問題を自分自身の問題として捉え、差別解消に向けた態度や実践力を育てる。



「娘の遺してくれたもの」(わたしの願い) (道徳科) 2 時間

- 愛子さんと青年の美しくたくましい生き方から学んだことを自らの生活に生かし、差別解消に向けて行動しようとする態度や実践力を育てる。

## 5 本時の学習

### (1) 目標

結婚差別を乗り越えた二人と両親の生き方から、偏見や差別のない社会の実現のために、自分がどのように生きていくべきかを考え、実践しようとする意欲を高める。

ねらいとする道徳的価値

C-(11) 公正, 公平, 社会正義

### (2) 普遍的な学習のテーマ 人権と差別

個人人権課題名 同和問題

### (3) 展開

| 学 習 活 動                                      | 指 導 上 の 留 意 点   |
|--|---|
| 1 前時の学習について振り返る。                             | ○ 教材の内容や登場人物の言動について振り返り、学習内容を確認する。  |
| 結婚に反対していた両親の意識を変えたものは何かを考えよう。                |   |
| 2 両親が自らの中にある偏見や差別心に気づき、克服していった姿について考える。      | ○ 個別に考えさせた後、班で話し合わせる。ホワイトボードを活用し、両親が自分の差別心に気付いたきっかけは何だったかを考えさせる。<br>○ 自分の差別意識を克服することで、両親も幸せになったことに気付かせる。① |
| 3 班で話し合った内容を発表する。                            | ○ 班でまとめた意見を全体で共有させ、他の班の発表から気付いたことや共感したことについて発表させる。②   |
| 4 偏見や差別のない社会の実現のために、自分はどのように行動していくべきか考え発表する。 | ○ 今までの言動を振り返らせ、客観的な視点をもって自分自身の課題について考えさせる。<br>○ 差別解消に向けて、自分に何ができるか、どのように生きていくかを考えさせる。①②                   |

### (4) 評価

- 同和問題を自分自身の問題と捉え、差別解消に向けてどのように行動していくかを考え、実践しようとする意欲を高めることができたか。【価値的・態度的側面】①
- 友達の意見を受け止め、自分の考えを発表することができたか。【技能的側面】②

## 〈指導案事例で使用した資料〉

### 小学校

- 「ひかり4年」「ひかり5年」「ひかり6年」（徳島県小学校人権教育研究会）
- 「『ひかり』指導の手引き」（徳島県小学校人権教育研究会）

### 中学校

- 「わたしの願い」（徳島県中学校人権教育研究会）
- 「『わたしの願い』指導の手引き」（徳島県中学校人権教育研究会）
- 「徳島県版『私たちの道徳－ふるさと教材－』3年」（徳島県中学校道徳教育研究会）
- 「徳島県版『私たちの道徳－ふるさと教材－』3年 指導の手引き」（徳島県中学校道徳教育研究会）

## 〈参考資料〉

- 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（文部科学省）



- 「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」(文部科学省)



- 「ICTを活用した指導方法（1人1台端末・電子黒板・無線LAN等）」(文部科学省)



- 「徳島県人権教育推進方針」（徳島県教育委員会）
- 「“あわ”人権学習ハンドブック」（徳島県教育委員会）
- 「“あわ”人権学習ハンドブックプラス」（徳島県教育委員会）
- 「性の多様性を理解するために－教職員用ハンドブック－」（徳島県教育委員会）



- 徳島県教育委員会人権教育課ホームページ  
・“あわ”じんけん学習ブラッシュアップ事業



- ・社会教育における人権教育資料



- 家庭学習応援動画「とくしま こころのサポート」（徳島県教育委員会）



- 「ICTを活用した指導のポイント・事例集」（徳島県教育委員会）



- 「よあけ 同和問題啓発テキスト」（徳島県・徳島県教育委員会）
- 「じんけん」（徳島県高等学校・特別支援学校人権教育研究会）



## ◆◆人権関係年表◆◆

|             | 世界の動向 (*), 国の動向  | 県の動向                          |
|-------------|--|-------------------------------|
| 1947年 (S22) | 「日本国憲法」施行  |                               |
| 1948年 (S23) | 「世界人権宣言」採択*  |                               |
| ・           |  |                               |
| ・           |  |                               |
| ・           |  |                               |
| 1965年 (S40) | 「同和对策審議会答申」提出  |                               |
| 1966年 (S41) | 「国際人権規約」採択*  |                               |
|             |  |                               |
|             |  |                               |
| 1969年 (S44) | 「同和对策事業特別措置法 (同対法)」施行<br>(10年の時限立法)                    |                               |
|             |  |                               |
| 1973年 (S48) |  | 同和対象地区学習会補助事業開始               |
|             |  |                               |
|             |  |                               |
|             |  |                               |
| 1979年 (S54) | 「同対法」3年延長・「国際人権規約」日本批准                                 |                               |
|             |  |                               |
| 1982年 (S57) | 「地域改善対策特別措置法」施行<br>(5年の時限立法)                           |                               |
|             |  |                               |
|             |  |                               |
| 1987年 (S62) | 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (地対財特法)」施行<br>(5年の時限立法) |                               |
|             |  |                               |
| 1991年 (H3)  |  | 「徳島県同和教育基本方針」策定               |
| 1992年 (H4)  | 「地対財特法」5年延長  |                               |
|             |  |                               |
| 1995年 (H7)  | 「人権教育のための国連10年」採択*                                     |                               |
| 1996年 (H8)  | ↓ 地域改善対策協議会の「意見具申」                                     | 「徳島県部落差別事象の発生防止に関する条例」施行      |
| 1997年 (H9)  | 「地対財特法」5年延長  |                               |
|             |  |                               |
| 2000年 (H12) | ↓ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行                              |                               |
| 2001年 (H13) | ↓  | 「同和問題の解決に向けて (基本方針)」策定        |
| 2002年 (H14) | 法の失効 (33年間の対策事業終了)                                     | 学習会補助事業経過期間措置 (3年)            |
|             |  |                               |
| 2004年 (H16) |  | 「徳島県人権教育推進方針」策定               |
| 2005年 (H17) | 「人権教育のための世界プログラム」採択*                                   | 学習会補助事業終了 (H17.3)             |
|             |  |                               |
| 2007年 (H19) |  | 「あわ」人権学習ハンドブック作成              |
| 2008年 (H20) | 「人権教育の指導法等の在り方について [第三次とりまとめ]」公表                       |                               |
|             |  |                               |
|             |  |                               |
| 2014年 (H26) |  | 「徳島県人権教育推進方針」追記               |
| 2015年 (H27) | 国連で持続可能な開発目標 (SDGs) 採択*                                | 「あわ」人権学習ハンドブックプラス作成           |
| 2016年 (H28) | 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行                                   |                               |
| 2017年 (H29) |  | 「性の多様性を理解するためにー教職員用ハンドブックー」作成 |

## 部落差別の解消の推進に関する法律（全文）（平成28年法律第109号）

### （目的）

**第一条** この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### （基本理念）

**第二条** 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

**第三条** 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

**2** 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### （相談体制の充実）

**第四条** 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

**2** 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

### （教育及び啓発）

**第五条** 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

**2** 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うように努めるものとする。

### （部落差別の実態に係る調査）

**第六条** 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

※「部落差別の解消の推進に関する法律」は、平成28（2016）年12月16日から施行されました。

**【作成に協力いただいた学校】**

小松島市新開小学校  
阿南市立大野小学校  
阿南市立見能林小学校  
阿南市立津乃峰小学校  
三好市立王地小学校  
三好市立山城小学校  
那賀町立相生小学校  
海陽町立海部小学校  
板野町板野西小学校  
板野町板野南小学校  
つるぎ町立半田小学校  
鳴門市大麻中学校  
美馬市立脇町中学校  
美馬市立三島中学校  
美馬市立穴吹中学校  
三好市立池田中学校  
石井町石井中学校  
松茂町立松茂中学校

人権教育資料を活用した  
同和問題に関する学習指導案事例集

令和4年3月発行  
徳島県教育委員会人権教育課  
電話 088-621-3155

